

熊本県 被災者生活支援 ガイドブック

(生活・保健・医療・福祉に関すること)

このガイドブックは、被災された皆様の生活支援に関する制度の概要を中心に記載しています。

詳しい内容や具体的な手続については、それぞれの問合せ先にご確認ください。

【平成30年3月版】

熊本県健康福祉部

目次

総合的な窓口..... 1

地域支え合いセンター.....	1
-----------------	---

1 ページに記載されている市町村におきましては、総合相談、見守りや生活支援、地域交流の促進等を行う地域支え合いセンターを設置しておりますので、今後の生活再建に向け、ご不明なこと・ご心配なことがありましたら、お気軽に地域支え合いセンターまでご連絡ください。

なお、各市（区）町村、社会福祉協議会においても、被災された方の相談に応じておりますので、地域支え合いセンターが設置されない市町村にお住まいの方につかれましては、そちらにご連絡ください。

1 経済的な支援..... 3

被災者生活再建支援金.....	3
生活福祉資金 福祉費（住宅補修費・災害援護日）貸付「特例措置」.....	4
母子父子寡婦福祉資金貸付金.....	5
義援金.....	6
生活保護.....	7
災害弔慰金.....	8
災害障害見舞金.....	9
児童扶養手当.....	10
特別児童扶養手当.....	11
児童手当.....	12
特別障害者手当、障害児童福祉手当、経過的福祉手当.....	13

2 住まいの確保..... 15

建設型仮設住宅.....	15
借上型仮設住宅.....	16
被災した住宅の応急修理.....	18
リバースモーゲージ利子助成.....	20
自宅再建利子助成.....	21
民間賃貸住宅入居支援助成.....	22
転居費用助成.....	23

3 保健福祉医療等..... 25

(1) 医療一般

熊本県小児救急電話相談.....	25
休日・夜間に急病やケガをしたときの医療提供制度 (在宅当番医制、休日夜間急患センター).....	26
熊本県精神科救急情報センター.....	27
お薬相談窓口.....	28
薬局機能情報提供制度.....	29
がん相談支援センター、がん経験者相談員による「おしゃべり相談室」...	30
難病患者・家族の相談.....	31
市町村国民健康保険の一部負担金の徴収猶予及び減免.....	32
後期高齢者医療の一部負担金の徴収猶予及び減免.....	33
医療安全支援センター(医療に関する相談).....	34

(2) 福祉(生活)一般

社会参加や社会的自立に困難を有する子ども・若者の相談.....	35
生活困窮者自立支援制度.....	36

(3) こころの相談

熊本こころのケアセンター.....	37
心の相談窓口.....	38
薬物乱用に関する相談.....	40

(4) 高齢者の保健福祉

高齢者についての相談.....	41
高齢者無料職業紹介所.....	42
認知症の早期発見・早期診断.....	43
介護保険.....	45
介護保険料の徴収猶予及び減免.....	46
介護保険サービス利用料の減免.....	47

(5) 児童の保健福祉

子どもに関する相談.....	48
親子（乳幼児）や女性の心のケア.....	49
保育所、認定こども園等.....	50
一時預かり.....	51
ファミリー・サポート・センター（子育ての援助）.....	52
児童館・児童センター（子どもの遊び場）.....	53
地域子育て支援拠点（子育て支援センター、子育てひろば）.....	54
保育料の減免.....	55
未熟児養育医療.....	56
乳幼児医療費助成.....	57
障がいのある子どもの自立支援医療（育成医療）.....	58
小児慢性特定疾病の子どもの医療と相談窓口.....	59
母子への支援.....	61

(6) ひとり親家庭、女性の保健福祉

女性相談センター（DV等の相談）.....	62
ひとり親家庭等医療費助成.....	64
ひとり親家庭等就業支援講習会.....	64
ひとり親家庭等日常生活支援.....	65
ひとり親家庭等学習支援・交流.....	66
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付.....	67
ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援給付金.....	68
母子家庭等自立支援教育訓練給付金.....	69
母子家庭等高等職業訓練促進給付金.....	70
母子家庭等就業・自立支援センター.....	71

母子・父子自立支援員.....	72
不妊に悩む方への支援.....	73

(7) 障がい者の保健福祉

障がいについての相談.....	74
地域療育センター（在宅障がい児の療育に関する相談）.....	78
障がい児・者の短期入所など.....	79
視覚障がい者への支援.....	80
聴覚障がい者への支援.....	82
障害児入所給付等の利用者負担の免除.....	83
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免.....	84

(8) 仮設住宅における被災者支援

保健師等による健康支援.....	85
復興リハビリテーションセンター （仮設住宅へのリハビリテーション等専門職の派遣）.....	86

(9) その他

迷子になった犬やけがをした犬猫の保護.....	87
-------------------------	----

参考 問合せ先一覧..... 89

市町村.....	89
市町村社会福祉協議会.....	91
熊本県地域振興局（福祉事務所）.....	94
熊本県保健所.....	95
地域包括支援センター.....	96
地域療育センター.....	101
児童相談所.....	102

総合的な窓口

制度名	地域支え合いセンター
制度の概要	被災者の生活再建や自立に向け、安心した日常生活を支えるために、総合相談、見守りや生活支援、地域交流の促進等を実施し、被災者を総合的に支援します。
制度の詳細	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 <ul style="list-style-type: none"> (1) 建設型仮設住宅や借上型仮設住宅への入居者 (2) 在宅者を含めた支援を要する被災者 2 事業実施市町村 <p>県内18市町村()において設置されており、運営は各市町村の社会福祉協議会などが担っています。</p> <p>熊本市、八代市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、大津町、菊陽町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町</p> 3 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合窓口としての相談受付、訪問等による被災者の生活状況の確認見守り、課題把握とその対応(専門機関へのつなぎ等) (2) コミュニティづくりのコーディネート、住民主体の交流活動等の取組み支援 (3) 健康づくりやサロン活動等の実施 (4) その他、既存事業等と連携した被災者支援の取組み など
問合せ情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 各市町村地域支え合いセンター <p>連絡先は次ページの「市町村地域支え合いセンター連絡先一覧」をご覧ください。</p> 2 被災時に居住していた市(区)町村の担当課 <p>連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

市町村地域支え合いセンター連絡先一覧

		電話番号
1	熊本市地域支え合いセンター	
	中央区(中央区役所)	096-328-2105
	東区(東区役所)	096-367-9267
	西区(西区役所)	096-329-2829
	南区(南区役所)	096-357-4757
	北区(北区役所)	096-272-1972
	プレハブ仮設住宅担当(熊本市社会福祉協議会)	096-282-8871
2	八代市地域支え合いセンター(八代市社会福祉協議会)	0965-62-8228
3	菊池市地域支え合いセンター(菊池市社会福祉協議会)	0968-25-5000
4	宇土市地域支え合いセンター(宇土市社会福祉協議会)	0964-23-3756
5	宇城市地域支え合いセンター(宇城市社会福祉協議会)	0964-27-9970
6	阿蘇市地域支え合いセンター(阿蘇市社会福祉協議会)	0967-32-1127
7	合志市地域支え合いセンター(株式会社ぞうさんのはな)	096-288-4888
8	美里町地域支え合いセンター(美里町社会福祉協議会)	0964-47-0877
9	大津町地域支え合いセンター(大津町社会福祉協議会)	090-8622-2030
10	菊陽町地域支え合いセンター(菊陽町社会福祉協議会)	096-284-1906
11	南阿蘇村地域支え合いセンター(南阿蘇村社会福祉協議会)	0967-67-3607
12	西原村地域支え合いセンター(西原村社会福祉協議会)	096-273-8383
13	御船町地域支え合いセンター(御船町社会福祉協議会)	096-282-2886
14	嘉島町地域支え合いセンター(嘉島町社会福祉協議会)	096-237-2981
15	益城町地域支え合いセンター(益城町社会福祉協議会)	096-289-6092
16	甲佐町地域支え合いセンター(甲佐町社会福祉協議会)	096-235-1022
17	山都町地域支え合いセンター(山都町社会福祉協議会)	0967-72-2626
18	氷川町地域支え合いセンター(氷川町社会福祉協議会)	0965-52-5335

1 経済的な支援

<p>制度名</p>	<p>被災者生活再建支援金</p>
<p>制度の概要</p>	<p>震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 (1) 被災時に現に居住していた住宅が自然災害により全壊又は大規模半壊した世帯等()が対象です。 次の世帯を含みます。 ア 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となる等の理由でこれらの住宅を解体した世帯(解体世帯) イ 自然災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯(長期避難世帯) (2) 空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。</p> <p>2 支給額 (1) 基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給する支援金) ア 全壊世帯・解体世帯・長期避難世帯 : 100万円 イ 大規模半壊世帯 : 50万円 (2) 加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金) ア 建設・購入 : 200万円 イ 補修 : 100万円 ウ 賃借(公営住宅を除く) : 50万円 支給額は、(1)と(2)の合計額となります。ただし、世帯人数が1人の場合、上記金額の4分の3の支給額となります。</p> <p>3 申請期間 (1) 基礎支援金：平成31年5月13日まで 一部市町村は平成30年5月13日まで (2) 加算支援金：平成31年5月13日まで</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 被災者生活再建支援金の申請手續に関すること 被災時に居住していた市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 その他被災者生活再建支援制度に関すること 熊本県健康福祉部健康福祉政策課地域支え合い支援室 連絡先：096-333-2819 受付時間：8:30~17:15(平日のみ) H P : <input type="text" value="熊本県 被災者生活再建支援金"/> で検索</p>

制度名	生活福祉資金 福祉費（住宅補修費・災害援護費）貸付「特例措置」
制度の概要	低所得者世帯、障がい者世帯や高齢者世帯に住宅の補修や災害を受けたことによる臨時的に必要な経費について貸し付けます。
制度の詳細	<p>1 対象者 (1) 低所得者（熊本地震に起因して勤務先の休廃業等により低所得となった方を含む） (2) 障がい者世帯 (3) 高齢者世帯 他の公的給付（災害援護資金等）を受けている方は対象外です。</p> <p>2 貸付限度額 (1) 住宅の補修・保全のための資金：250万円以内 (2) 家具什器の買替や外壁、納屋の補修(生活費は除く)：150万円以内 申込みには、り災証明書と所得課税証明書が必要です。</p> <p>3 据置期間 貸付の日から2年以内（通常6か月）</p> <p>4 償還期限 据置期間終了後20年以内（通常7年以内）</p> <p>5 貸付利子 ・無利子（連帯保証人ありの場合） ・1.5%（連帯保証人なしの場合）</p> <p>6 受付窓口 居住する地区の民生委員又は市町村社会福祉協議会</p> <p>7 貸付実施期間 平成28年6月20日（月）から、当分の間、貸付けを行います。</p>
問合せ情報	熊本県社会福祉協議会 民生課 連絡先：096-324-5475 受付時間：8:30～17:15（平日のみ）

1 経済的な支援

制度名	母子父子寡婦福祉資金貸付金
制度の概要	<p>ひとり親家庭及び寡婦の方の生活の安定と子の福祉の増進を図るため、無利子又は低利で各種資金の貸付けを行います。</p>
制度の詳細	<p>1 対象者 ひとり親家庭の親、寡婦等</p> <p>2 貸付限度額 (1) 生活資金(生活費): 103,000円(月額) (2) 住宅資金(住宅の建設、購入、補修等費用): 2,000,000円 (3) 転宅資金(転居にかかる費用): 260,000円 (4) 修学資金(子どもの学費): 最高96,000円(月額) 学校の種別によって限度額が変わります。 (5) 就学支度資金(子どもが就学するのに必要な費用): 最高590,000円 学校の種別によって限度額が変わります。</p> <p>上記以外にも、事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、結婚資金があります。</p> <p>3 利子 ひとり親家庭等の児童に関する貸付けは、無利子です。 その他の貸付けは、保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1%の利子が発生します。</p>
問合せ情報	<p>熊本県各地域振興局 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。 熊本市内にお住まいの方は、各区役所保健子ども課にお問い合わせください(各区役所の連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください)。</p>

制度名	義援金												
制度の概要	被災者を支援するために、国内外から県、日本赤十字社及び共同募金会に寄せられた義援金を、配分委員会によって配分を決定し、市町村を通じて、被災した方に支給します。												
制度の詳細	<p>配分対象・基準額（平成29年12月18日時点）</p> <p>（1）人的被害（1人当たり）</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 死亡者</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>イ 重傷者</td> <td>10万円</td> </tr> </table> <p>（2）住家被害（1世帯当たり）</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 全壊</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>イ 解体</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 半壊（解体を除く）</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>エ 一部損壊（住宅の修理費用に100万円以上支出した世帯）</td> <td>10万円</td> </tr> </table> <p>上記は、県から市町村へ配分する場合の算定基準であり、市町村から被災者への支給額等については、市町村によって異なる場合があります。一部損壊世帯の修理費用の対象範囲は、日常生活に欠くことができない部分の修理であり、内装や外構のみの工事、家電製品の修理等は除きます。</p> <p>義援金受取りの申請手続や支給時期などについては、被災時に居住していた市町村にお尋ねください。</p>	ア 死亡者	100万円	イ 重傷者	10万円	ア 全壊	80万円	イ 解体	80万円	ウ 半壊（解体を除く）	40万円	エ 一部損壊（住宅の修理費用に100万円以上支出した世帯）	10万円
ア 死亡者	100万円												
イ 重傷者	10万円												
ア 全壊	80万円												
イ 解体	80万円												
ウ 半壊（解体を除く）	40万円												
エ 一部損壊（住宅の修理費用に100万円以上支出した世帯）	10万円												
問合せ情報	<p>1 義援金の支給・手続に関すること 被災時に居住していた市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 市町村への配分に関すること 熊本県健康福祉部健康福祉政策課地域支え合い支援室 連絡先：096-333-2819 受付時間：8：30～17：15（平日のみ） H P： <input type="text" value="熊本県 義援金"/> で検索</p>												

1 経済的な支援

制度名	生活保護
制度の概要	<p>いろいろな事情により、真に生活に困った方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行います。</p>
制度の詳細	<p>1 生活保護の種類 被保護者に対する保護の給付は、生活需要を種類ごとに分類した「扶助」により行われます。</p> <p>(1) 生活扶助：衣食その他日常生活費、各種加算（介護保険料含む） (2) 教育扶助：義務教育に伴って必要な学用品、学校給食費用等 (3) 住宅扶助：家賃、地代、補修費用等 (4) 医療扶助：医療に必要な費用(治療費と移送費) (5) 介護扶助：介護サービスに必要な費用 (6) 出産扶助：出産に要する費用 (7) 生業扶助：就労に必要な技能修得の費用等 (8) 葬祭扶助：葬儀などに要する費用</p> <p>2 給付額 国が定めた基準により計算された最低生活費とその世帯の収入の対比により決定され、その不足分について金銭又は現物により給付されます。</p> <p>3 申請手続 まずはお住まいの地域を管轄する福祉事務所に御相談ください。相談内容を踏まえて福祉事務所の職員から必要な手続について御説明いたします。</p>
問合せ情報	<p>1 市にお住まいの方 各市福祉事務所（ 熊本市は各区の福祉事務所） 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 町村にお住まいの方 熊本県各福祉事務所（ 美里町は、上益城福祉事務所） 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

制度名	災害弔慰金
制度の概要	災害により死亡された方のご遺族に対して、市町村が災害弔慰金を支給します。
制度の詳細	<p>1 対象者</p> <p>(1) 配偶者、子、父母、孫、祖父母</p> <p>(2) 兄弟姉妹(配偶者、子、父母、祖父母のいずれも存しない場合で、死亡された方と死亡当時同居又は生計を同じくしていた方に限ります。)</p> <p>2 支給額</p> <p>(1) 生計維持者の方が死亡された場合：500万円</p> <p>(2) その他の方が死亡された場合：250万円</p>
問合せ情報	<p>被災時に居住していた市(区)町村の担当課</p> <p>連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

1 経済的な支援

制度名	災害障害見舞金
制度の概要	災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた方に、市町村が災害障害見舞金を支給します。
制度の詳細	<p>1 対象者 災害により重度の障がいを受けた方が対象です。 「重度の障がいを受けた方」に該当する方は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼が失明した方 (2) 咀嚼及び言語の機能を廃した方 (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 (5) 両上肢をひじ関節以上で失った方 (6) 両上肢の用を全廃した方 (7) 両下肢をひざ関節以上で失った方 (8) 両下肢の用を全廃した方 (9) 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が(1)～(8)と同程度以上と認められる方 <p>2 支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生計維持者の方が重度の障がいを受けた場合：250万円 (2) その他の方が重度の障がいを受けた場合：125万円
問合せ情報	被災時に居住していた市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

制度名	児童扶養手当
制度の概要	ひとり親家庭や、父母がいないため父母以外の方が児童を養育する場合などに、児童を養育する家庭の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。
制度の詳細	<p>1 対象者</p> <p>次の(1)～(9)のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童。なお、一定の障がいの状態にある児童の場合には20歳未満)を監護する母や父又は養育者(祖父母など)。</p> <p>ただし、児童又は対象者が日本国内に住所を有していないときなどは支給対象になりません。</p> <p>(1) 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童 (2) 父または母が死亡した児童 (3) 父または母が重度の障がいの状態にある児童 (4) 父または母の生死が明らかでない児童 (5) 父または母が1年以上遺棄している児童 (6) 父または母が裁判所からのDV防止法の規定による保護命令を受けた児童 (7) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童 (9) 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童</p> <p>2 支給額(平成29年4月から)</p> <p>(1) 児童1人の場合(月額)</p> <p>全部支給: 42,290円 一部支給: 42,280円～9,980円</p> <p>(2) 児童2人以上の加算額(月額)</p> <p>(2人目) 全部支給: 9,990円 一部支給: 9,980円～5,000円 (3人目以降) 全部支給: 5,990円 一部支給: 5,980円～3,000円</p>
問合せ情報	<p>1 お住まいの市(区)町村の担当課</p> <p>町村にお住まいの方は、管轄の県福祉事務所へのお問い合わせも可。 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県健康福祉部子ども家庭福祉課</p> <p>連絡先: 096-333-2229 受付時間: 8:30～17:15(平日のみ)</p>

1 経済的な支援

制度名	特別児童扶養手当
制度の概要	精神又は身体に障がいをもつ20歳未満の児童を家庭で監護、養育している方に対して、その児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。
制度の詳細	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 20歳未満で、身体又は精神に障がいを持つ児童を家庭で監護・養育している父母又は父母に代わって監護・養育している方 2 手当額（平成29年4月から） 1級 月額 51,450円 2級 月額 34,270円 3 支払時期 原則として毎年4月、8月はそれぞれ前月分まで、11月は当月分までを支給します。 4 その他 (1) 所得による制限があります。ただし、被災者については適用除外となる場合もあります。 (2) 障がいの状態は、原則として専用の診断書による審査となります。 (3) 各種手帳の対象とならない障がいも、手当の対象となる場合があります。
問合せ情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 お住まいの市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。 2 熊本県各福祉事務所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

制度名	児童手当												
制度の概要	中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給します。												
制度の詳細	<p>1 対象者 次の(1)から(3)を全て満たす方 (1) 日本国内に住所を有すること。 (2) 児童を監護し、その児童と一定の生計関係にあること。 (3) 前年または前々年の所得が、一定の額未満であること。</p> <p>2 支給額</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 3歳未満の児童(一律)</td> <td>: 1人当たり月額15,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 3歳以上小学校修了前の児童</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ア 第1子、第2子</td> <td>: 1人当たり月額10,000円</td> </tr> <tr> <td> イ 第3子</td> <td>: 1人当たり月額15,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 中学校修了前の児童(一律)</td> <td>: 1人当たり月額10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)</td> </tr> </table> <p>児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円が支給されます。</p>	(1) 3歳未満の児童(一律)	: 1人当たり月額15,000円	(2) 3歳以上小学校修了前の児童		ア 第1子、第2子	: 1人当たり月額10,000円	イ 第3子	: 1人当たり月額15,000円	(3) 中学校修了前の児童(一律)	: 1人当たり月額10,000円	(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)	
(1) 3歳未満の児童(一律)	: 1人当たり月額15,000円												
(2) 3歳以上小学校修了前の児童													
ア 第1子、第2子	: 1人当たり月額10,000円												
イ 第3子	: 1人当たり月額15,000円												
(3) 中学校修了前の児童(一律)	: 1人当たり月額10,000円												
(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)													
問合せ情報	<p>お住まいの市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>公務員の方は勤務先へお問い合わせください。</p>												

1 経済的な支援

制度名	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当
制度の概要	精神又は身体に著しく障がい有するため、日常生活で常に介護を必要とする状態にある在宅の方に手当を支給しています。
制度の詳細	<p>1 特別障害者手当 精神又は身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活で常に特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に手当を支給します。 (1) 手 当 額 月 額 26,810円 (2) 支払時期 原則毎年2、5、8、11月に前月分までを支給 (3) そ の 他 ア 所得による制限があります。ただし、被災者については適用除外となる場合もあります。 イ 障がいの状態は、原則として専用の診断書による審査となります。</p> <p>2 障害児福祉手当 精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活で常に介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に手当を支給します。 (1) 手 当 額 月 額 14,580円 (2) 支払時期 原則毎年2、5、8、11月に前月分までを支給 (3) そ の 他 ア 所得による制限があります。ただし、被災者については適用除外となる場合もあります。 イ 障がいの状態は、原則として専用の診断書による審査となります。</p> <p>3 経過的福祉手当 障害基礎年金及び特別障害者手当が創設された際(昭和61年4月)に、従来の福祉手当を受給していた在宅の20歳以上の方で、障害基礎年金及び特別障害者手当を受給できなかった方に手当を支給します。 (1) 手 当 額 月 額 14,580円 (2) 支払時期 原則毎年2、5、8、11月に前月分までを支給 (3) そ の 他 ア 所得による制限があります。ただし、被災者については適用除外となる場合もあります。 イ 障がいを支給事由とする年金を受給することとなった場合は、受給資格喪失となります。</p>
問合せ情報	<p>1 熊本県各福祉事務所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 お住まいの市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

2 住まいの確保

制度名	建設型仮設住宅 申込受付は終了しています。
制度の概要	住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、熊本県が仮設住宅を建設して無償で提供します。
制度の詳細	<p>1 対象者（以下のいずれにも該当する方）</p> <p>（１）熊本地震における災害時点において熊本県に住所を有する方</p> <p>（２）次の要件のいずれかを満たす方</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 当該災害による住居の全壊又は大規模半壊により居住する住居がない方</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める方</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ 「半壊」であっても、住み続けることが危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない方</p> <p>（３）自らの資力をもってしては、住居を確保できない方</p> <p>（４）災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方</p> <p>借上型仮設住宅との併用はできません。</p> <p>2 入居期間</p> <p>最長２年間</p> <p>ただし、やむを得ない理由がある場合は、１年間延長します。延長を希望される場合には、手続が必要となります。</p> <p>3 家賃</p> <p>無料（ただし、電気・ガス・水道などの光熱水費等は入居者負担）</p>
問合せ情報	被災時に居住していた市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

制度名	借上型仮設住宅 申込受付は終了しています。
制度の概要	住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、熊本県が民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供します。
制度の詳細	<p>1 対象者（以下のいずれにも該当する方）</p> <p>（１）熊本地震における災害時点において熊本県に住所を有する方</p> <p>（２）次の要件のいずれかを満たす方</p> <p>ア 当該災害による住居の全壊又は大規模半壊により居住する住居がない方</p> <p>イ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める方</p> <p>ウ 「半壊」であっても、住み続けることが危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない方</p> <p>（３）自らの資力をもってしては、住居を確保できない方</p> <p>（４）災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方 建設型仮設住宅との併用はできません。</p> <p>2 入居期間 最長２年間 ただし、やむを得ない理由がある場合は、１年間延長します。延長を希望される場合には、手続が必要となります。</p> <p>3 借上げ住宅の条件</p> <p>（１）応急仮設住宅としての使用について貸主から同意を得ているもの</p> <p>（２）管理会社等により賃貸可能と確認されたもの</p> <p>（３）家賃 １ヶ月当たり原則６万円以下（対象世帯が５名以上（乳幼児を除く）の場合は９万円以下） ただし、特別の事情がある場合においてはこの限りではありません。</p> <p>4 費用負担</p> <p>（１）県の負担</p> <p>ア 家賃（上記３の（３）のとおり）</p> <p>イ 礼金（家賃の１ヶ月分を限度）</p> <p>ウ 仲介手数料（家賃の０．５４ヶ月分を限度）</p> <p>エ 退去修繕負担金（家賃の２ヶ月分を限度）</p> <p>オ 火災保険等損害保険料 県（借主）が保険に加入します。</p> <p>カ 入居時修繕負担金（１戸当たり５万７千円を限度） 詳細は、下記６（２）を参照</p>

2 住まいの確保

制度の詳細	<p>(2) 入居者の負担</p> <ul style="list-style-type: none">ア 光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費などイ 入居者の故意又は過失による損壊に対する修繕費用で、上記4の(1)の工で賄えなかった場合の不足額 <p>5 申込期限</p> <p>申込受付は終了しています。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 熊本県(借主)と貸主及び被災者(入居者)の3者により賃貸借契約を締結することが必要となります。</p> <p>(2) 入居時修繕負担金</p> <p>当該災害により損害を受けた住宅の補修に係る費用として、当該災害時以降、空き住宅を補修の上、被災者を入居させる場合を対象として負担するものです(貸主又は管理会社が対象)。</p> <p>入居時修繕負担金に係る「補修工事完了報告書」の提出期限は平成30年3月30日(金)必着。(ただし、平成29年3月31日までに「入居時修繕負担金に係る申出書」の提出のあったものに限りません。)</p>
問合せ情報	<p>1 被災時に居住していた市(区)町村の担当課</p> <p>連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県健康福祉部健康福祉政策課すまい対策室</p> <p>連絡先：096-333-2818</p> <p>受付時間：8:30～17:15(平日のみ)</p> <p>H P： 熊本県 みなし仮設住宅 で検索</p> <p>災害時点において熊本市に住所を有する方は、熊本市役所にお尋ねください。</p>

制度名	被災した住宅の応急修理 申込受付は終了しています。												
制度の概要	半壊及び大規模半壊の住家被害を受けた方を対象として、被災した住宅の日常生活に必要な欠くことのできない部分の修理を市町村が実施します。												
制度の詳細	<p>1 対象者</p> <table border="1" data-bbox="395 412 1458 855"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 412 619 510">区分</th> <th data-bbox="619 412 759 510">対象の可否</th> <th data-bbox="759 412 1458 510">説明・要件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 510 619 701">全壊</td> <td data-bbox="619 510 759 701"></td> <td data-bbox="759 510 1458 701"> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるため、住宅の応急修理の対象とはなりません。 ・ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能となる場合は対象となります。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 701 619 757">大規模半壊</td> <td data-bbox="619 701 759 757"></td> <td data-bbox="759 701 1458 757" style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 757 619 855">半壊</td> <td data-bbox="619 757 759 855"></td> <td data-bbox="759 757 1458 855">自らの資力では応急修理することができない方は対象となります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 基準額 1世帯当たりの限度額は576,000円以内です。</p> <p>3 応急修理の範囲 住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所。 (1) 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となります。 (2) 内装に関するものは原則として対象となりません(例外あり)。</p> <p>4 申込期限 申込受付は終了しています。</p> <p>5 完了期限 平成31年3月13日(水) 市町村において、別途、完了報告書等必要書類の提出期限を定めている場合がありますので、被災時に居住していた市町村にお尋ねください。</p>	区分	対象の可否	説明・要件等	全壊		<ul style="list-style-type: none"> ・全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるため、住宅の応急修理の対象とはなりません。 ・ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能となる場合は対象となります。 	大規模半壊		-	半壊		自らの資力では応急修理することができない方は対象となります。
区分	対象の可否	説明・要件等											
全壊		<ul style="list-style-type: none"> ・全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるため、住宅の応急修理の対象とはなりません。 ・ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能となる場合は対象となります。 											
大規模半壊		-											
半壊		自らの資力では応急修理することができない方は対象となります。											
問合せ情報	<p>1 被災時に居住していた市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県健康福祉部健康福祉政策課地域支え合い支援室 連絡先：096-333-2819 受付時間：8:30～17:15(平日のみ) H P： 熊本県 応急修理 で検索</p>												

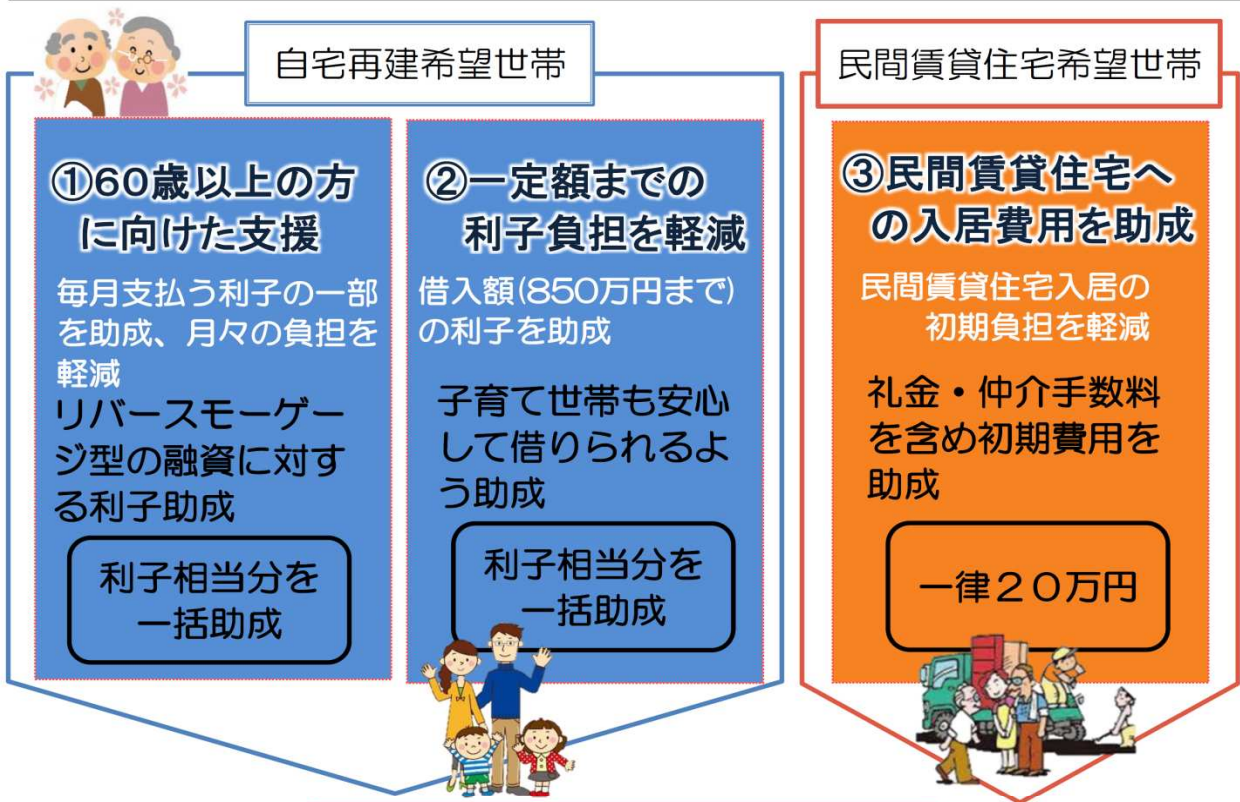
2 住まいの確保

平成28年熊本地震により被災し、県内に住まいを再建される世帯を対象に「すまいの再建」に係る4つの支援策を実施します。
それぞれの制度の詳細は次ページ以降を御確認ください。

「すまいの再建」4つの支援策

対象世帯

- ① 応急仮設住宅の入居世帯 ② 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付世帯
③ 半壊の罹災証明書の交付世帯で解体した世帯 ④ 法に基づく長期避難世帯



公営住宅希望世帯を含む全ての世帯

④ 引越時の 転居費用を助成

引越する際の負担を軽減

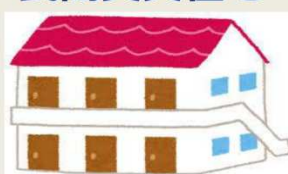
引越費用を助成

一律10万円

自宅再建



民間賃貸住宅



公営住宅



制度名	リバースモーゲージ利子助成
制度の概要	県内で居住する住宅を新築、購入または補修するため、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の一部について助成を行います。
制度の詳細	<p>1 対象者（次のいずれにも該当する方）</p> <p>（1）次のいずれかに該当する方</p> <p>ア 応急仮設住宅（建設型仮設住宅、借上型仮設住宅）に入居していた方</p> <p>イ 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方</p> <p>ウ 半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方</p> <p>エ 被災者生活再建支援法に基づき長期避難世帯として認定されている方</p> <p>（2）自宅の住宅再建を行うため金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた方</p> <p>2 助成額</p> <p>（1）助成対象借入額：借入額のうち 850 万円（ ）まで 850 万円以上借入れの場合、850 万円として助成額を算定</p> <p>（2）助成額：借入額（限度額 850 万円）×利率（ ）×20 年分 借入時の住宅金融支援機構（災害復興住宅融資）の利率</p> <p>申請手続は、被災時に居住されていた市町村で行っていただくことになります。</p>
問合せ情報	<p>1 被災時に居住していた市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県健康福祉部健康福祉政策課すまい対策室 連絡先：096-333-2821 受付時間：8：30～17：15（平日のみ） H P： 熊本県 すまいの再建 で検索</p>

2 住まいの確保

<p>制度名</p>	<p>自宅再建利子助成</p>
<p>制度の概要</p>	<p>県内で居住する住宅を新築、購入または補修するため、金融機関から融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の一部について助成を行います。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者（次のいずれにも該当する方）</p> <p>（１）次のいずれかに該当する方</p> <p>ア 応急仮設住宅（建設型仮設住宅、借上型仮設住宅）に入居していた方</p> <p>イ 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方</p> <p>ウ 半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方</p> <p>エ 被災者生活再建支援法に基づき長期避難世帯として認定されている方</p> <p>（２）本人又は本人の２親等以内の親族が住宅再建を行うため金融機関等から融資を受けていること</p> <p>1 このほか、次の収入（所得）要件を満たす必要があります。</p> <p>世帯収入（世帯員の合計）500万円以下</p> <p>子育て世帯については、子ども1人の場合550万円、2人の場合600万円、3人以上の場合700万円に収入要件を緩和します。</p> <p>高齢者、障がい者についても、緩和措置があります。</p> <p>個人事業者等は所得で判断します。</p> <p>2 日本財団わがまち基金「被災住宅再建資金助成事業」との併用はできません。</p> <p>2 助成の考え方</p> <p>（１）助成対象借入額：借入額のうち850万円（ ）まで</p> <p>850万円以上借入れの場合、850万円として助成額を算定</p> <p>（２）助成額：借入額と利率（ ）と実際の借入期間に基づき算定</p> <p>（元利均等返済の利子計算方法により算定）</p> <p>借入時の住宅金融支援機構（災害復興住宅融資）の利率と実際の借入契約の利率のいずれか低い利率</p> <p>申請手続は、被災時に居住されていた市町村で行っていただくことになります。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 被災時に居住していた市（区）町村の担当課</p> <p>連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県健康福祉部健康福祉政策課すまい対策室</p> <p>連絡先：096-333-2821</p> <p>受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p> <p>H P： 熊本県 すまいの再建 で検索</p>

制度名	民間賃貸住宅入居支援助成
制度の概要	住まいの再建先として県内の民間賃貸住宅に入居する場合に必要な契約に伴う初期費用（礼金、仲介手数料など）を助成します。
制度の詳細	<p>1 対象者（次のいずれかに該当する方）</p> <p>（１）応急仮設住宅（建設型仮設住宅、借上型仮設住宅）に入居していた方 （２）全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方 （３）半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方 （４）被災者生活再建支援法に基づき長期避難世帯として認定されている方</p> <p>2 助成額</p> <p>1世帯当たり 20万円</p> <p>現在入居されている借上型仮設住宅について、個人名義の契約に切り替えられる場合も対象となります。</p> <p>申請手続は、被災時に居住されていた市町村で行っていただくことになります。</p>
問合せ情報	被災時に居住していた市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

2 住まいの確保

制度名	転居費用助成
制度の概要	県内で住まいを再建（自宅、民間賃貸住宅、公営住宅等）し、その住まいに転居するための費用を助成します。
制度の詳細	<p>1 対象者（次のいずれかに該当する方）</p> <ul style="list-style-type: none">（１）応急仮設住宅（建設型仮設住宅、借上型仮設住宅）に入居していた方（２）全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方（３）半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方（４）被災者生活再建支援法に基づき長期避難世帯として認定されている方 <p>2 助成額</p> <p>1世帯当たり 10万円</p> <p>現在入居されている借上型仮設住宅について、個人名義の契約に切り替えられる場合は対象となりません。</p> <p>申請手続は、被災時に居住されていた市町村で行っていただくことになります。</p>
問合せ情報	被災時に居住していた市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

3 保健福祉医療等

(1) 医療一般

制度名	熊本県小児救急電話相談						
制度の概要	夜間や日・祝日など、医療機関の受診ができない時間帯の子どもの急な病気に対する保護者の不安解消のため、看護師による電話相談を行います。						
制度の詳細	<p>1 対象者 おおむね中学生までの子どもを持つ保護者等</p> <p>2 電話番号 (1) 県内統一 8000 (しゃーぷ はっせん) (2) ダイヤル回線電話、IP電話、光電話 096 - 364 - 9999</p> <p>3 相談員 看護師 毎日19時から23時までは、県内の相談員が対応し、それ以外の時間は、県外のコールセンターで対応しています。</p> <p>4 相談時間</p> <table border="1"><tr><td>平日</td><td>19:00 ~ 翌朝8:00</td></tr><tr><td>土曜日</td><td>15:00 ~ 翌朝8:00</td></tr><tr><td>日・祝日</td><td>8:00 ~ 翌朝8:00</td></tr></table>	平日	19:00 ~ 翌朝8:00	土曜日	15:00 ~ 翌朝8:00	日・祝日	8:00 ~ 翌朝8:00
平日	19:00 ~ 翌朝8:00						
土曜日	15:00 ~ 翌朝8:00						
日・祝日	8:00 ~ 翌朝8:00						
問合せ情報	熊本県健康福祉部医療政策課 連絡先：096 - 333 - 2246 受付時間：8:30 ~ 17:15 (平日のみ)						

3 保健福祉医療等

(1) 医療一般

制度名	休日・夜間に急病やケガをしたときの医療提供制度 (在宅当番医制、休日夜間急患センター)																		
制度の概要	地域の診療所などが休日に当番制(在宅当番医制)で治療を行います。また、休日夜間急患センターでは、主に自力で来院する軽度の救急患者への夜間及び休日における外来診療を行います。																		
制度の詳細	<p>1 在宅当番医制 休日に当番制で治療を行う地域の診療所などについては市町村の広報紙のほか、「熊本県総合医療情報システム・くまもと医療ナビ」ホームページによりご確認願います。(ホームページは くまもと医療ナビ で検索)</p> <p>2 休日夜間急患センター 熊本県内3か所に設置され、休日や夜間に治療を行います。</p> <table border="1" data-bbox="359 757 1474 1285"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 757 724 824">医療機関名</th> <th data-bbox="724 757 983 824">所在地</th> <th data-bbox="983 757 1219 824">電話番号</th> <th data-bbox="1219 757 1474 824">時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 824 724 1043">熊本地域医療センター</td> <td data-bbox="724 824 983 1043">熊本市中央区本荘 5-16-10</td> <td data-bbox="983 824 1219 1043">096-363-3311</td> <td data-bbox="1219 824 1474 1043">平日・土曜夜間 18時～翌8時 日曜・祝日 24時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1043 724 1167">熊本赤十字病院</td> <td data-bbox="724 1043 983 1167">熊本市東区长嶺南 2-1-1</td> <td data-bbox="983 1043 1219 1167">096-384-2111</td> <td data-bbox="1219 1043 1474 1167">日曜・祝日夜間 18時～24時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1167 724 1285">八代市医師会立病院</td> <td data-bbox="724 1167 983 1285">八代市平山新町 4438-3</td> <td data-bbox="983 1167 1219 1285">0965-31-6999</td> <td data-bbox="1219 1167 1474 1285">月～土曜 19時～22時</td> </tr> </tbody> </table>			医療機関名	所在地	電話番号	時間帯	熊本地域医療センター	熊本市中央区本荘 5-16-10	096-363-3311	平日・土曜夜間 18時～翌8時 日曜・祝日 24時間	熊本赤十字病院	熊本市東区长嶺南 2-1-1	096-384-2111	日曜・祝日夜間 18時～24時	八代市医師会立病院	八代市平山新町 4438-3	0965-31-6999	月～土曜 19時～22時
医療機関名	所在地	電話番号	時間帯																
熊本地域医療センター	熊本市中央区本荘 5-16-10	096-363-3311	平日・土曜夜間 18時～翌8時 日曜・祝日 24時間																
熊本赤十字病院	熊本市東区长嶺南 2-1-1	096-384-2111	日曜・祝日夜間 18時～24時																
八代市医師会立病院	八代市平山新町 4438-3	0965-31-6999	月～土曜 19時～22時																
問合せ情報	熊本県健康福祉部医療政策課 連絡先：096-333-2246 受付時間：8:30～17:15(平日のみ)																		

3 保健福祉医療等

(1) 医療一般

制度名	熊本県精神科救急情報センター				
制度の概要	夜間や休日において、緊急的な精神医療相談を電話で受け、相談に対する助言や、必要に応じて医療機関の紹介等を行います。				
制度の詳細	<p>1 対象者 精神疾患を有する方や、そのご家族など</p> <p>2 電話番号 096 - 385 - 9939</p> <p>3 相談員 精神保健福祉士や看護師など</p> <p>4 相談時間</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平日夜間</td> <td>午後5時～翌日午前9時</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>午前9時～翌日午前9時</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">平日の昼間は、最寄りの保健所、熊本県精神保健福祉センター、または熊本市こころの健康センターへ御相談ください。</p>	平日夜間	午後5時～翌日午前9時	休日	午前9時～翌日午前9時
平日夜間	午後5時～翌日午前9時				
休日	午前9時～翌日午前9時				
問合せ情報	<p>1 熊本県健康福祉部障がい者支援課 連絡先：096 - 333 - 2234 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p> <p>2 熊本市健康福祉局障がい保健福祉課精神保健福祉室 連絡先：096 - 361 - 2293 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p> <p>3 熊本県各保健所（保健予防課） 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>4 熊本県精神保健福祉センター 連絡先：096 - 386 - 1166 受付時間：9：00～16：00（平日のみ）</p> <p>5 熊本市こころの健康センター 連絡先：096 - 362 - 8100 受付時間：9：00～16：00（平日のみ）</p>				

制度名	お薬相談窓口
制度の概要	(公社)熊本県薬剤師会医薬情報センターにおいて、薬剤師が薬に関する様々な相談に無料で応じます。
制度の詳細	<p>1 相談窓口 (公社)熊本県薬剤師会医薬情報センター 電話番号：096-274-5333 FAX番号：096-285-8248 受付時間：9:00～17:30(平日のみ) (公社)熊本県薬剤師会ホームページ(<input type="text" value="熊本県 薬剤師会"/> で検索) 熊本県ホームページでも案内しています。 <input type="text" value="熊本県 お薬相談窓口"/> で検索 電話、FAX又はメールフォームで相談してください。</p> <p>2 相談内容 薬の副作用、薬の飲み合わせ、その他薬に関すること</p>
問合せ情報	熊本県健康福祉部薬務衛生課 連絡先：096-333-2242 受付時間：8:30～17:15(平日のみ)

3 保健福祉医療等

(1) 医療一般

制度名	薬局機能情報提供制度
制度の概要	住民・患者等が薬局の選択を適切に行うために必要な情報を提供します。
制度の詳細	住民・患者等による薬局の適切な選択を支援することを目的として、熊本県ホームページにおいて、県内薬局の営業日・時間、サービス内容等を公表しています。 HP： <input type="text" value="熊本県 薬局機能情報"/> で検索
問合せ情報	熊本県健康福祉部薬務衛生課 連絡先：096-333-2242 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）

3 保健福祉医療等

(1) 医療一般

制度名	がん相談支援センター、がん経験者相談員による「おしゃべり相談室」	
制度の概要	がん相談支援センターなどで、がん患者及びその家族等からの相談に無料で応じます。	
制度の詳細	がん診療連携拠点病院の「がん相談支援センター」において、がん専門相談員が、がん患者及びその家族の相談を無料で受け付けています。	
	【がん相談支援センター】 各病院とも診療時間で対応しております。	
	医療機関名	連絡先
	熊本大学医学部附属病院*	熊本市中央区本荘1-1-1 096-373-5676
	国立病院機構熊本医療センター*	熊本市中央区二の丸1-5 096-353-6501
	くまもと森都総合病院	熊本市中央区大江3-2-65 096-364-6000(代表)
	熊本地域医療センター	熊本市中央区本荘5-16-10 096-363-3311(代表)
	大腸肛門病センター高野病院	熊本市中央区大江3-2-55 096-320-6500(代表)
	熊本赤十字病院*	熊本市東区長嶺南2-1-1 096-384-2111(代表)
	済生会熊本病院*	熊本市南区近見5-3-1 096-351-8524
	熊本中央病院	熊本市南区田井島1-5-1 096-370-3111(内線2232)
	荒尾市民病院*	荒尾市荒尾2600 0968-63-1115(内線536)
	山鹿市民医療センター	山鹿市山鹿511 0968-44-2185(代表)
	国立病院機構熊本再春荘病院	合志市須屋2659 096-242-1000(代表)
	熊本労災病院*	八代市竹原町1670 0965-33-4151(内線292)
	熊本総合病院	八代市通町10-10 0965-32-7111(代表)
	天草地域医療センター	天草市亀場町食場854-1 0969-24-4111(代表)
	天草中央総合病院	天草市東町101 0969-22-0011(代表)
人吉医療センター*	人吉市老神町35 0966-22-2191(内線240)	
国保水俣市立総合医療センター	水俣市天神町1-2-1 0966-63-2101(代表)	
国立病院機構熊本南病院	宇城市松橋町豊福2338 0964-32-0826(代表)	
*は国指定がん診療連携拠点病院、他は県指定がん診療連携拠点病院		
がん経験者相談員による「おしゃべり相談室」も無料でご利用いただけます。		
【がん経験者相談員による「おしゃべり相談室」】		
医療機関名	連絡先	対応日時
熊本赤十字病院	096-384-2111	毎週水曜、金曜：13時～15時30分
国立病院機構熊本医療センター	096-353-6501	第1、2火曜日：11時～12時30分

3 保健福祉医療等

(1) 医療一般

制度名	難病患者・家族の相談
制度の概要	難病患者や家族等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るため、日常生活における相談支援、交流会・研修会の開催、就労支援等を実施しています。
制度の詳細	<p>1 電話・面接・メールによる相談 難病患者や家族等の療養上、日常生活上の様々な悩み、不安について無料で相談をお受けしています。 (1) 対応者：看護師、当事者 (2) 面接相談を希望される場合には事前にご連絡ください。</p> <p>2 交流会 疾患ごとの交流会の開催や地域交流会の活動支援等を行います。</p> <p>3 就労支援 ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援のための相談、援助、情報提供等を行います。</p> <p>4 講演会・研修会 難病に関する講演会・研修会を実施します。</p>
問合せ情報	熊本県難病相談・支援センター 連絡先：(電話) 096 - 331 - 0555 (メール) nanbyo-0555@extra.ocn.ne.jp 受付時間：9：00～16：00（平日のみ） 場 所：熊本市東区東町4 - 11 - 1（熊本県総合保健センター3F） H P： <input type="text" value="熊本県難病相談・支援センター"/> で検索

<p>制度名</p>	<p>市町村国民健康保険の一部負担金の徴収猶予及び減免</p>
<p>制度の概要</p>	<p>災害により資産に重大な損害を受けた方などに対し、医療機関等での窓口負担の徴収猶予又は減免をします。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 次の(1)及び(2)の両方に該当する方が対象ですが、市町村によって詳細は異なります。 (1) 熊本県内の市町村国民健康保険に加入されている方で、次の～のいずれかに該当することとなられた方が対象です。 災害により死亡し、障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けた方 干ばつ等による農作物の不作、不漁等により収入が減少された方 事業等の休廃止、失業等により収入が著しく減少された方 上記 から に類する事由があった方 (2) 世帯の収入の額の合計額等が一定額以下の方</p> <p>2 徴収猶予又は減免の手続 医療機関や薬局にかかった際に、被保険者証と併せて一部負担金の徴収猶予等に関する証明書を窓口に提示してください。 証明書は、あらかじめ県内市(区)町村の担当課に申請手続をして交付を受けてください。</p> <p>3 徴収猶予又は減免の対象となる期間 1か月単位の更新制で3か月までを原則としますが、市町村によって詳細は異なります。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 国民健康保険の問合せ・申請手続等は、お住まいの市町村の担当課 各市町村の連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県健康福祉部国保・高齢者医療課 連絡先：096-333-2221 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p>

3 保健福祉医療等

(1) 医療一般

<p>制度名</p>	<p>後期高齢者医療の一部負担金の徴収猶予及び減免</p>
<p>制度の概要</p>	<p>災害その他特別な事情により、収入が減少し一部負担金の支払いが困難となった方などに対し、医療機関等での窓口負担の徴収猶予又は減免をします。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 熊本県後期高齢者広域連合の被保険者で、次の(1)～(4)のいずれかに該当する方が対象です。 (1) 被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害(熊本地震除く)により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方 (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく収入が減少した方 (3) 被保険者の属する世帯の世帯主が事業又は業務の休廃止、失業等により著しく収入が減少した方 (4) 被保険者の属する世帯の世帯主が重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障がいを受け、又は長期間入院した方(ただし、当該世帯が当該被保険者のみの世帯である場合を除く。)</p> <p>2 徴収猶予又は減免の手続 医療機関や薬局にかかった際に、被保険者証と併せて一部負担金減額等証明書を窓口に掲示してください。 証明書は、あらかじめ県内市(区)町村の担当課に申請手続をして交付を受けてください。</p> <p>3 徴収猶予又は減免の対象となる期間 原則として、申請のあった日の属する月から起算して6か月以内ですが、広域連合長が特に認める場合は、減免等の理由となる事実が発生した日から起算して6か月以内の期間となります。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 後期高齢者医療の問合せ (1) 申請手続等については、お住いの市町村の担当課 各市町村の連絡先は末尾の「問合せ先一覧」を御覧ください。 (2) 後期高齢者医療全体については、熊本県後期高齢者医療広域連合 連絡先：096-368-6511 受付時間：8:30～17:15(平日のみ)</p> <p>2 熊本県健康福祉部国保・高齢者医療課 連絡先：096-333-2223 受付時間：8:30～17:15(平日のみ)</p>

3 保健福祉医療等

(1) 医療一般

制度名	医療安全支援センター（医療に関する相談）
制度の概要	医療に関する県民からの苦情や相談等の対応をするとともに、相談者の要望に応じて医療機関への情報提供等を行います。
制度の詳細	医療安全相談窓口 対象者：熊本県にお住まいの方 連絡先：096-383-7020（平日8：30～17：15） 面接、手紙、電子メール等による相談も可 メール：iryoseisaku@pref.kumamoto.lg.jp H P：熊本県 医療安全相談窓口 で検索
問合せ情報	熊本県健康福祉部医療政策課 連絡先：096-333-2205 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）

3 保健福祉医療等

(2) 福祉(生活)一般

制度名	社会参加や社会的自立に困難を有する子ども・若者の相談
制度の概要	熊本県子ども・若者総合相談センターにおいて、ニート、ひきこもり、不登校など、社会参加や社会的自立に困難を有する子ども・若者等を対象とした電話や来所による相談に応じます。
制度の詳細	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 主として、15歳以上40歳未満の子ども・若者及びその家族 2 対象地域 熊本県内(原則、熊本市を除く) 3 相談内容 将来が不安、学校に行きたくない、友達や家族との関係で悩んでいる、自分の病気や障害の悩み、就労への不安など、様々な相談ができます。相談したいけど誰に相談したらいいかわからない、近くに相談できる人がいないなどの相談もできます。
問合せ情報	熊本県子ども・若者総合相談センター(熊本県精神保健福祉センター2階) 連絡先: 096-387-7000 電話受付: 8:30~21:00(平日のみ) 来所相談: 8:30~17:15(平日のみ) 要予約 H P: <input type="text" value="熊本県 子ども・若者総合相談センター"/> で検索 熊本市の方は、熊本市子ども・若者総合相談センターに御相談ください。 連絡先: 096-361-2525

<p>制度名</p>	<p>生活困窮者自立支援制度</p>
<p>制度の概要</p>	<p>生活困窮者自立支援法に基づき設置された自立相談支援窓口において、被災者の状況に応じた支援プランを策定するとともに、支援プランに基づき家計支援や子どもの学習支援等を行い、被災した生活困窮者の生活再建を支援します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 自立相談支援事業 生活困窮者自立支援法に基づき設置された自立相談支援窓口(全町村社会福祉協議会)に相談支援員を配置し、被災者の状況に応じた自立支援プランを策定します。</p> <p>2 家計相談支援事業 公的資金借入、住宅ローンの利用など、今後の生活再建に課題を抱える生活困窮者に対し、今後発生する債務等を念頭においた家計や世帯の課題を把握して生活再建に向けた「設計図」を作成し、自立相談支援窓口と連携し、支援します。具体的には、将来の生活再建に向けて家計管理、家計簿作成、キャッシュフロー表の作成など、家計の安定を図り生活困窮からの自立を支援します。</p> <p>3 就労準備支援事業 地震によりひきこもりやニート等の、生活のリズムが崩れ、日常生活に支障がある者に対し、日常生活に関する助言、地域の事業所での職場見学、ビジネスマナー講習等を行い、ハローワーク等での一般就労につなげます。</p> <p>4 一時生活支援事業 地震による被災によって住居を喪失し、仮設住宅やみなし仮設などへの入居が困難で、所得が一定水準以下の方に対し、原則3か月間、宿泊場所の提供や衣食等の提供等を行います。</p> <p>5 子どもの学習援助事業 被災し仮設住宅等への避難を余儀なくされ、学習の機会を逸した生活保護、生活困窮世帯の子どもに対し、集会所等に指導員や学生ボランティア等を派遣し、子どもの進学に関する支援、不登校やひきこもりの子どもに対する支援などを塾形式で取り組んでいます。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>町村にお住まいの方：熊本県社会福祉協議会 地域福祉課 連絡先：096-324-5470 受付時間：8:30～17:00(平日のみ)</p> <p>各市にお住まいの方は、各市役所の生活困窮者支援担当課にお問い合わせください(各市役所の連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください)。</p>

3 保健福祉医療等
 (3) こころの相談

制度名	熊本こころのケアセンター
制度の概要	<p>熊本地震の被災者の中長期的な心のケアを行うために、市町村などの関係機関と連携して訪問や電話等による相談など、被災者を支援します。</p> <p>また、心の問題を抱える被災者を支援する方への研修会開催等の支援を行います。</p>
制度の詳細	<p>1 対象者 熊本地震により被災され、心のケアを必要とされる方</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 被災者の支援 訪問や電話等による相談支援</p> <p>(2) 被災者を支援する者の支援 自治体や学校・医療関係者等に対する助言や相談支援</p> <p>(3) 普及啓発 心の健康に関する講話の実施やパンフレット等の作成配布</p> <p>(4) 被災者を支援する人材の育成 自治体職員や医療関係者等を対象にした研修の実施</p> <p>(5) 関係機関との連携 市町村、教育委員会、医療機関、民間団体等との連絡調整・連携・支援等 など</p>
問合せ情報	<p>熊本こころのケアセンター</p> <p>連絡先：096-385-3222</p> <p>受付時間：9:00～16:00（平日のみ）</p>

<p>制度名</p>	<p>心の相談窓口</p>
<p>制度の概要</p>	<p>保健所や精神保健福祉センター等において、ストレスや対人関係など一般的な心の悩み、精神疾患等の心の健康相談に応じます。また、被災者の心の健康相談にも対応しています。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 保健所で行う相談 精神障がい者、その家族及び一般の方を対象として、一般的な心の悩みに関する相談や思春期、依存症、DV、自殺、自死遺族などの専門相談に対応しています。また、被災者の心の健康相談にも対応しています。</p> <p>2 精神保健福祉センターで行う相談 専用電話と専門の相談員を配置し、保健所と同様の相談に対応しており、被災者の心の健康相談にも対応しています。 また、専門の相談員がアルコール依存やその予防についての相談等に対応します。 来所相談：予約制 電話相談：相談電話番号(096-386-1166) 受付時間(9:00~16:00(平日のみ))</p> <p>3 民間団体が行う電話相談 (1) 熊本いのちの電話(運営：社会福祉法人 熊本いのちの電話) ア 自殺予防のための24時間の電話相談窓口 ・相談電話番号：096-353-4343(毎日、24時間受付) ・フリーダイヤル：0120-783-556 (毎月10日、8:00~翌8:00) イ 熊本地震いのちの電話 相談電話番号：0120-87-4343(24時間受付・無料)</p> <p>(2) 熊本ころの電話(運営：公益社団法人熊本県精神保健福祉協会) ころの健康バランスが崩れたとき等の電話相談窓口 相談電話番号：096-285-6688 (10:00~22:00・年中無休)</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 熊本県各保健所(保健予防課) 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県精神保健福祉センター 連絡先：096-386-1166 受付時間：9:00~16:00(平日のみ)</p> <p>熊本市ころの健康センター 連絡先：096-362-8100 受付時間：9:00~16:00(平日のみ)</p>

3 保健福祉医療等
(3) こころの相談

問合せ情報	<p>3 熊本いのちの電話 連絡先：096 - 353 - 4343 (毎日、24時間受付) 0120 - 783 - 556 (毎月10日、8:00～翌8:00)</p> <p>4 熊本こころの電話 連絡先：096 - 285 - 6688 受付時間：10:00～22:00 (年中無休)</p>
--------------	---

<p>制度名</p>	<p>薬物乱用に関する相談</p>
<p>制度の概要</p>	<p>薬物乱用で悩む当事者をはじめ、その家族や友人からの薬物に関する相談を受け、専門の医療機関や支援団体への紹介等を行います。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 薬物乱用で悩む御本人、その家族及び知人等</p> <p>2 相談場所</p> <p>(1) 熊本県健康福祉部薬務衛生課、各保健所 対応者：薬剤師、保健師、医師</p> <p>(2) 熊本県精神保健福祉センター 対応者：保健師、臨床心理士、医師</p> <p>(3) NPO法人熊本DARC 対応者：社会福祉士、精神保健福祉士等</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 熊本県健康福祉部薬務衛生課 連絡先：096-333-2242 受付時間：8:30～17:15(平日のみ)</p> <p>2 熊本県各保健所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>3 熊本県精神保健福祉センター 連絡先：096-386-1166 受付時間：9:00～16:00(平日のみ)</p> <p>4 NPO法人熊本DARC 連絡先：096-202-4699 受付時間：無休、24時間体制</p>

3 保健福祉医療等

(4) 高齢者の保健福祉

制度名	高齢者についての相談
制度の概要	高齢者の心配事・悩み事や健康・生きがいづくりなどの相談に応じます。
制度の詳細	<p>1 市町村役場 市町村にお住まいの方の介護保険等に関する相談に対応しています。</p> <p>2 地域包括支援センター（県内80箇所） 介護予防、保健、福祉、医療、虐待、権利擁護などの総合的な相談に対応しています。</p> <p>3 県認知症コールセンター（認知症ほっとコール） 介護の専門職や家族介護の経験者などが、認知症に関する知識や介護、医療機関の紹介、家族の精神的なケア等に関する相談をお受けします。 また、若年性認知症に係る相談員もコールセンターに設置しており、個別市町村だけでは支援が困難な若年性認知症対策にも広域的・専門的に取り組んでいます。</p> <p>4 県高齢者無料職業紹介所 高齢者向けの職業紹介・就職に関する相談をお受けし、能力に応じた職業紹介を行います。</p>
問合せ情報	<p>1 お住まいの市（区）町村の担当課 受付時間：8：30～17：00（平日のみ） 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 地域包括支援センター 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。 受付時間：8：30～17：00（平日のみ）一部土日も相談可</p> <p>3 県認知症コールセンター（認知症ほっとコール） 連絡先：096-355-1755 受付時間：9：00～18：00 （水曜日以外の毎日、土・日・祝日を含む） 年未年始を除く</p> <p>4 県高齢者無料職業紹介所 連絡先：(熊本市管内) 096-353-2322 (宇城管内) 0964-33-4667 (玉名管内) 0968-72-3240 (鹿本管内) 0968-43-6542 (菊池管内) 0968-24-2125 (阿蘇管内) 0967-32-4533 (上益城管内) 096-282-6776 (八代管内) 0965-32-4144 (芦北管内) 0966-82-5310 (球磨管内) 0966-22-2625 (天草管内) 0969-23-9727 受付時間：9：00～16：00（月、水、金）</p>

制度名	高齢者無料職業紹介所
制度の概要	高齢者の就職に関する相談に応じます。
制度の詳細	高齢者向けの職業紹介・就職に関する相談をお受けし、能力に応じた職業紹介を行います。
問合せ情報	<p>県高齢者無料職業紹介所</p> <p>連絡先：(熊本市管内) 096 - 353 - 2322 (宇城管内) 0964 - 33 - 4667 (玉名管内) 0968 - 72 - 3240 (鹿本管内) 0968 - 43 - 6542 (菊池管内) 0968 - 24 - 2125 (阿蘇管内) 0967 - 32 - 4533 (上益城管内) 096 - 282 - 6776 (八代管内) 0965 - 32 - 4144 (芦北管内) 0966 - 82 - 5310 (球磨管内) 0966 - 22 - 2625 (天草管内) 0969 - 23 - 9727</p> <p>受付時間：9：00～16：00(月、水、金)</p>

3 保健福祉医療等

(4) 高齢者の保健福祉

制度名	認知症の早期発見・早期診断
制度の概要	<p>県の指定する認知症疾患医療センターにおいて、認知症に関する相談に応じています。また、お住まいの市町村の地域包括支援センターや県認知症コールセンターにおいても相談対応や情報提供を行います。</p>
制度の詳細	<p>1 認知症とは 認知症とは、脳の病気によって記憶力や判断力が低下することで、日常生活に支障が出ている状態を言い、認知症を引き起こす疾患は数多くあり、症状も様々です。記憶力や判断力の低下により、環境変化への適応が難しくなりますので、熊本地震による影響も懸念されるところです。</p> <p>2 早期発見・早期診断の必要性 認知症の中には治療可能なものや、発症を予防できる認知症がありますが、例え治る認知症でも治療が遅れば完全には元には戻りません。また、多くの認知症は根治を望めませんが、進行を遅らせたり、症状の改善が可能な場合がありますので、早期発見・早期診断が重要です。</p> <p>3 相談窓口 (1) 主治医 (2) 認知症疾患医療センター (3) 地域包括支援センター (4) 県認知症コールセンター（認知症ほっとコール）</p>
問合せ情報	<p>1 認知症に係る研修等を修了した医師等の情報 熊本県 認知症サポート医等研修修了者 熊本県 かかりつけ医ステップアップ研修修了者 熊本県 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修等受講病院名簿 でインターネット検索</p> <p>2 熊本県認知症疾患医療センター 【基幹型】 熊本大学附属病院（熊本市） 096 - 373 - 5184</p> <p>【地域拠点型・診療所型】 くまもと青明病院（熊本市） 096 - 366 - 2308 くまもと心療病院（宇土市） 0964 - 22 - 1106 荒尾こころの郷病院（荒尾市） 0968 - 62 - 0838 山鹿回生病院（山鹿市） 0968 - 44 - 2338 国立病院機構菊池病院（合志市） 096 - 248 - 8012 阿蘇やまなみ病院（阿蘇市） 0967 - 22 - 7600 益城病院（益城町） 096 - 286 - 3611</p>

問合せ情報

平成病院（八代市） 0965 - 65 - 8001
佐藤クリニック（水俣市） 0966 - 69 - 3007
吉田病院（人吉市） 0966 - 22 - 4051
天草病院（天草市） 0969 - 23 - 6111

相談受付時間は、各医療機関の診療時間を御確認ください。

（概ね平日8：30～17：00）

熊本県認知症疾患医療センターについては、以下に情報を公開しています。

URL：<http://www.kumamoto-ninchi.jp/center/>

（熊本県認知症疾患医療センター でインターネット検索）

3 地域包括支援センター

連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

受付時間：8：30～17：00（平日のみ）

一部土日も相談可のセンター有り

4 県認知症コールセンター（認知症ほっとコール）

連絡先：096 - 355 - 1755

受付時間：9：00～18：00

（水曜日以外の毎日、土・日・祝日を含む）

年未年始を除く

5 熊本県健康福祉部認知症対策・地域ケア推進課

連絡先：096 - 333 - 2216

受付時間：8：30～17：15（平日のみ）

3 保健福祉医療等

(4) 高齢者の保健福祉

制度名	介護保険
制度の概要	高齢による身体機能の衰えや、病気・ケガなどによって介護が必要になったときに、介護サービスの提供を受けることができます。
制度の詳細	<p>1 対象者 原則65歳以上の方（特定の疾病に該当する場合は、40歳から）</p> <p>2 利用手続</p> <p>(1) 市町村への要介護認定申請 介護サービスを受けようと思われる方は、申請書に被保険者証等を添えて介護保険の担当窓口へ申請します。</p> <p>(2) 認定調査 市町村の認定調査員が、自宅等を訪問し心身の状態等を調査します。</p> <p>(3) 認定結果の受け取り 訪問調査の結果等に基づく介護認定審査会の審査・判定を経て、市町村から認定結果が通知されます。</p> <p>(4) ケアプランの作成 介護支援専門員（ケアマネジャー）がどのような介護サービスをどの程度利用するかというサービス利用計画書（ケアプラン）を作成します。</p> <p>(5) 介護サービスの利用 利用者は、ケアプランに沿って、サービスを利用します。その際、費用の一部（1割～2割）のほか、食費・居住費等も負担します。</p>
問合せ情報	お住まいの市（区）町村の担当課又は地域包括支援センター 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

<p>制度名</p>	<p>介護保険料の徴収猶予及び減免</p>
<p>制度の概要</p>	<p>災害等により住宅に損害を受けた方など、市町村の条例で定める要件に該当する方に対し、介護保険料の徴収猶予又は減免をします。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 熊本県内の市町村の介護保険に加入されている第一号被保険者（65歳以上の方）で、次の（1）～（4）のいずれかに該当することとなられた方が対象ですが、市町村によって詳細は異なります。 （1）第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 （2）第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 （3）第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 （4）第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 手続 （1）次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、お住まいの市町村長に提出してください。 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 減免を必要とする理由 （2）提出期限 普通徴収の方法により保険料を徴収されている方 納期限前7日まで 特別徴収の方法により保険料を徴収されている方 特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日まで</p> <p>3 対象となる期間 6か月以内</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>お住まいの市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

3 保健福祉医療等

(4) 高齢者の保健福祉

制度名	介護保険サービス利用料の減免
制度の概要	災害等により住宅に損害を受けた方など、市町村が定める要件に該当する方に対し、介護サービス事業所等での介護保険サービス利用料の減免をします。
制度の詳細	<p>1 対象者</p> <p>熊本県内の市町村の介護保険に加入されている要介護被保険者で、次の(1)～(4)のいずれかに該当することとなられた方が対象ですが、市町村によって詳細は異なります。</p> <p>(1) 要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 手続、対象となる期間</p> <p>お住まいの市町村の介護保険担当課へお尋ねください。</p>
問合せ情報	お住まいの市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

<p>制度名</p>	<p>子どもに関する相談</p>
<p>制度の概要</p>	<p>熊本県内の各相談機関では子どもに関する様々な悩みに対し、電話や来所による相談に応じます。秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず気軽にご相談ください。匿名の相談にも対応します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 相談機関</p> <p>(1) 熊本県各福祉事務所 子ども相談員等が、家庭や学校における子どもの福祉に関する悩みに対応します。</p> <p>(2) 各児童相談所 児童福祉司・児童心理司等の専門職員が発達の遅れや虐待、しつけ、家出、非行、引きこもり等の悩みに対応します。</p> <p>(3) 子ども110番 子どもたち本人からの相談、保護者からの相談に対応します。</p> <p>(4) 児童家庭支援センター(キッズ・ケア・センター)(荒尾市) 相談・支援担当職員等が発達の遅れや虐待、しつけ、家出、非行、引きこもり等の悩みに対応します。 市福祉事務所、町村福祉担当課でも相談に応じています。</p> <p>地震など、怖い体験をし、心が傷ついた時、子どもの心と体には様々な変化が現れます。たとえば、眠れなくなったり、かんしゃくがひどくなったりします。それらの反応は誰にでも起こりうる自然な反応ですが、長期間続くなど心配なときは、上記の相談機関などへ遠慮なく御相談ください。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 熊本県各福祉事務所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 各児童相談所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>3 子ども110番 連絡先：096-382-1110 受付時間：9:00～16:00(平日のみ)</p> <p>4 児童家庭支援センター(キッズ・ケア・センター)(荒尾市) 連絡先：0968-62-0222 受付時間：9:00～18:00(平日・土曜) 緊急時は24時間対応 住所：荒尾市荒尾4110(児童養護施設シオン園内)</p> <p>5 熊本県健康福祉部子ども家庭福祉課 連絡先：096-333-2228 受付時間：8:30～17:15(平日のみ)</p>

3 保健福祉医療等

(5) 児童の保健福祉

制度名	親子（乳幼児）や女性の心のケア
制度の概要	熊本地震の影響を受けた親子（乳幼児）や女性の心のケアを行います。
制度の詳細	<p>1 乳幼児を持つ親子の心のケア 市町村が行う乳幼児・1歳6か月・3歳児健康診査等で、保健師等による心のケアの相談を行います。</p> <p>2 妊娠とこころの相談 妊娠や出産に伴う女性の心身の悩みについての相談を行います。 相談先：熊本県女性相談センター（熊本県福祉総合相談所内） 電話番号：096-381-4340（平日・土曜）</p> <p>（1）保健師等による電話相談 相談対応時間：9：00～20：00（平日・土曜）</p> <p>（2）心理療法士、精神科医師による来所相談（要予約）</p>
問合せ情報	<p>1 熊本県女性相談センター（熊本県福祉総合相談所内） 連絡先：096-381-4340 受付時間：9：00～20：00（平日・土曜）</p> <p>2 お住まいの市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>3 熊本県健康福祉部子ども未来課 連絡先：096-333-2209 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p>

<p>制度名</p>	<p>保育所、認定こども園等</p>
<p>制度の概要</p>	<p>保護者の就労や疾病等の事由で家庭での保育を受けられない乳児から小学校入学前までの子どもを預かり、保護者に代わって保育する施設として、保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等があります。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 施設の種類</p> <p>(1) 保育所 0～5歳の子どもを預かります。</p> <p>(2) 認定こども園 0～5歳の子どもを預かります。</p> <p>(3) 小規模保育 少人数(定員6～19人)を対象に0～2歳の子どもを預かります。</p> <p>(4) 家庭的保育 少人数(定員5人以下)を対象に0～2歳の子どもを預かります。</p> <p>(5) 事業所内保育 定員が20人以上の場合、0～5歳の子どもを預かります。 定員が19人以下の場合、0～2歳の子どもを預かります。 受入年齢は、市町村又は各施設に確認してください。</p> <p>2 利用申込み 利用申込みは、各市町村の福祉担当課で随時受け付けています(利用の際、各市町村で保育認定を受ける必要があります)。</p> <p>3 保育料 保護者の方の市町村民税額などにより、市町村が定めています。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>各施設又はお住まいの市(区)町村の担当課 各市(区)町村の連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

3 保健福祉医療等

(5) 児童の保健福祉

制度名	一時預かり
制度の概要	在宅で子育てをしている家庭において保護者の急病や育児疲れの解消等のために一時的に保育が必要になった場合、保育所や認定こども園等で一時的に子どもを預かります。
制度の詳細	1 利用申込み 利用申込みは、あらかじめ市町村の福祉担当課に相談してください。 2 施設の種類 保育所、認定こども園等 3 利用料 市町村又は各施設で設定しています。詳しくは市町村の福祉担当課又は各施設にお問い合わせください。
問合せ情報	お住まいの市(区)町村の担当課 各市町村の連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

<p>制度名</p>	<p>ファミリー・サポート・センター（子育ての援助）</p>
<p>制度の概要</p>	<p>地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者を会員とした会員組織（ファミリー・サポート・センター）を設置し、会員同士の相互援助活動を支援します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 会員組織 子育てを手伝ってほしい人（依頼会員）を、子育てを手伝いたい人（提供会員）が地域の中で援助しています。</p> <p>2 設置場所 保育所や公共施設、児童館などの地域の身近な場所に設置されています。</p> <p>3 活動内容 保育所までの送迎、保育所の始業前や終了後の預かり、小学校放課後の預かり、買い物等外出中の預かりなどがあります。</p> <p>お住まいの市町村によって、登録要件、設置場所、利用料、申込方法が異なりますので、詳しくは、市（区）町村の担当課にお問い合わせください。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 お住まいの市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県健康福祉部子ども未来課 連絡先：096-333-2225 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p>

3 保健福祉医療等

(5) 児童の保健福祉

制度名	児童館・児童センター（子どもの遊び場）
制度の概要	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として、児童館・児童センターが設置されています。
制度の詳細	<p>1 対象者 子どもをはじめどなたでも利用できます。</p> <p>2 施設の種類 児童館、児童センター、児童遊園</p> <p>3 制度の内容 (1) 子どもたちを見守り続ける 集会室、遊戯室、図書室などが設置されており、専門の指導員（児童の遊びを指導する人）によって季節や地域の実情などに合わせた健全な遊びの指導が行われています。</p> <p>(2) 地域の子育て環境をつくる 地域の実情に応じて、子ども会や母親クラブなどの地域組織活動の基地としてその育成指導を行います。</p> <p>(3) 放課後児童クラブ 放課後児童クラブを併設している所もあり、放課後児童の居場所づくりを担っています。</p>
問合せ情報	<p>1 お住まいの市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県健康福祉部子ども未来課 連絡先：096-333-2225 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p>

制度名	地域子育て支援拠点（子育て支援センター、子育てひろば）
制度の概要	乳児や幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
制度の詳細	<p>1 対象者 子育て家庭の親とその子ども（主に3歳未満の児童）が利用できます。</p> <p>2 開設場所 保育所や公共施設、児童館などの地域の身近な場所に開設されています。</p> <p>3 制度の内容 親子同士での交流や専任職員による育児相談、子育て講座など子育てサービスを実施しています。</p>
問合せ情報	<p>1 お住まいの市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県健康福祉部子ども未来課 連絡先：096-333-2225 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p>

3 保健福祉医療等

(5) 児童の保健福祉

制度名	保育料の減免
制度の概要	熊本地震により被災した保育所等の利用児童世帯の経済的な負担を軽減するため、保育料の減免を実施する市町村があります。 特に平成30年4月以降については、各市町村へ実施の有無を御確認ください。
問合せ情報	お住まいの市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

制度名	未熟児養育医療
制度の概要	入院治療を必要とする未熟児に対し、医療費の自己負担額の一部を助成します。
制度の詳細	<p>1 対象者 出生時体重2,000g以下、または生活力が特に弱い乳児(1歳の誕生日の前日まで)で、指定養育医療機関の医師が入院を必要と認めた、熊本県内に居住する未熟児</p> <p>2 申請手続等 未熟児の保護者が、未熟児の居住地の市町村の窓口で申請を行います。支給が決定されると、市町村から「養育医療券」を交付されますので、指定養育医療機関に提出することで、医療機関窓口での医療費負担金支払いがなくなります。</p> <p>3 費用負担額 対象となる未熟児のすべての扶養義務者の前年の所得に応じた額となります。ただし、市町村により納付方法は異なります。</p>
問合せ情報	<p>お住まいの市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

3 保健福祉医療等

(5) 児童の保健福祉

制度名	乳幼児医療費助成
制度の概要	乳幼児の疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図るため、一定の条件を満たした場合、乳幼児の医療費の一部負担金を市町村が助成します。
制度の詳細	<p>1 対象者 次の条件に該当する方が助成を受けることができます。 (1) 保護者または児童が熊本県内に住所を有していること (2) 保護者が各市町村の定める対象年齢にある児童を養育していること お住まいの市町村によって、助成対象年齢が異なりますので、詳しくは市(区)町村の担当課にお問い合わせください。</p> <p>2 助成範囲 各種医療保険の対象となる自己負担分が助成されます。 お住まいの市町村によって、助成範囲が異なりますので、詳しくは、市(区)町村の担当課にお問い合わせください。</p> <p>3 支給手続 乳幼児医療費の助成を受けるには、お住まいの市(区)役所・町村役場で申請する必要があります。 お住まいの市町村によって、支給手続が異なりますので、詳しくは、市(区)町村の担当課にお問い合わせください。</p>
問合せ情報	<p>1 お住まいの市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県健康福祉部子ども未来課 連絡先：096-333-2225 受付時間：8:30～17:15(平日のみ)</p>

<p>制度名</p>	<p>障がいのある子どもの自立支援医療（育成医療）</p>
<p>制度の概要</p>	<p>身体に障がいのある児童（又は障がいを残すおそれのある児童）で、その障がい除去又は軽減し生活能力を得るための治療を指定医療機関で受ける場合、その治療に要する医療費の自己負担額の一部を助成します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 次の条件をすべて満たしている方が対象となります。 (1) 熊本県内に住所を有する18歳未満の方 (2) 身体上の障がいがあるか又は現在の疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる方 (3) 確実な治療効果が期待できること (2)(3)については指定医療機関の医師の判断になります。</p> <p>2 対象となる障害 (1) 肢体不自由によるもの (2) 視覚障害によるもの (3) 聴覚・平衡機能障害によるもの (4) 音声、言語、咀嚼機能障害によるもの (5) 内臓障害によるもの（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害を除く内臓障害については、先天性のものに限ります） (6) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの</p> <p>3 申請手続 原則として事前申請です。治療開始予定日までに申請してください。保護者が居住地の市町村の窓口で申請を行います。</p> <p>4 費用負担額 自己負担額は、原則、総医療費の1割負担になります。ただし、世帯の市町村民税額によって、自己負担額の上限額があります。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>お住まいの市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

3 保健福祉医療等

(5) 児童の保健福祉

制度名	小児慢性特定疾病の子どもの医療と相談窓口															
制度の概要	<p>小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、家庭の医療費の負担軽減を図るため医療費の自己負担分の一部を助成するとともに、相談支援を行います。</p>															
制度の詳細	<p>1 小児慢性特定疾病医療費助成</p> <p>(1) 対象者 18歳未満の児童 ただし、18歳到達時点で認定を受けており、引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満が対象となります。</p> <p>(2) 申請手続 保護者の居住地の各保健所の窓口で申請を行います。(熊本市にお住まいの方は各区役所で申請を行います。)</p> <p>(3) 費用負担額 世帯の市町村民税額によって、自己負担額の上限月額があります。</p> <p>(4) 対象となる疾病</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>ア 悪性新生物</td> <td>イ 慢性腎疾患</td> <td>ウ 慢性呼吸器疾患</td> </tr> <tr> <td>エ 慢性心疾患</td> <td>オ 内分泌疾患</td> <td>カ 膠原病</td> </tr> <tr> <td>キ 糖尿病</td> <td>ク 先天性代謝異常</td> <td>ケ 血液疾患</td> </tr> <tr> <td>コ 免疫疾患</td> <td>サ 神経・筋疾患</td> <td>シ 慢性消化器疾患</td> </tr> <tr> <td>ス 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群</td> <td>セ 皮膚疾患</td> <td></td> </tr> </table> <p>詳しい説明は、小児慢性特定疾病情報センターホームページをご覧ください。(HP：小児慢性特定疾病情報センター で検索)</p> <p>2 相談支援(小児慢性特定疾病児童等自立支援相談事業) 各種の相談支援、関係機関との連絡調整、その他の自立に資する相談支援を行います。</p> <p>(1) 対象者 小児慢性特定疾病児童等及びその家族(熊本市を除く)</p> <p>(2) 相談先 NPO法人 NEXTEP(ネクステップ)</p> <p>(3) 相談方法 原則、専用の相談フォームを用いてメールで行います。 (熊本県ホームページからアクセス又はネクステップ 熊本で検索)</p>	ア 悪性新生物	イ 慢性腎疾患	ウ 慢性呼吸器疾患	エ 慢性心疾患	オ 内分泌疾患	カ 膠原病	キ 糖尿病	ク 先天性代謝異常	ケ 血液疾患	コ 免疫疾患	サ 神経・筋疾患	シ 慢性消化器疾患	ス 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	セ 皮膚疾患	
ア 悪性新生物	イ 慢性腎疾患	ウ 慢性呼吸器疾患														
エ 慢性心疾患	オ 内分泌疾患	カ 膠原病														
キ 糖尿病	ク 先天性代謝異常	ケ 血液疾患														
コ 免疫疾患	サ 神経・筋疾患	シ 慢性消化器疾患														
ス 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	セ 皮膚疾患															
問合せ情報	<p>1 熊本市にお住まいの方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市各区役所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。 ・熊本市健康づくり推進課 連絡先：096-361-2145 受付時間：8:30～17:15(平日のみ) 															

問合せ情報

2 熊本県内（熊本市を除く）にお住まいの方

- ・熊本県各保健所 保健予防課

連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

- ・熊本県健康福祉部子ども未来課

連絡先：096 - 333 - 2209

受付時間：8：30～17：15（平日のみ）

3 保健福祉医療等

(5) 児童の保健福祉

<p>制度名</p>	<p>母子への支援</p>
<p>制度の概要</p>	<p>妊産婦の妊娠中の健康管理や産後の生活指導、乳幼児の育児に関する相談に応じます。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 妊産婦への支援</p> <p>(1) 母子健康手帳の交付 妊産した場合、市町村へ妊娠届を提出すると市町村から母子健康手帳が交付されます。この手帳は、妊娠、出産の状態、生まれた子どもの発育の経過など母子の健康状態を記録するものです。</p> <p>(2) 妊婦健康診査費の助成 妊婦の健康を守り、安全で安心な出産ができるように、妊婦健康診査費を助成しています。 市町村に妊娠届出をすると母子健康手帳と併せて、14回分の妊婦一般健康診査票が交付されます。これを持って妊婦自身が希望する産婦人科を受診すると無料で健康診査が受けられます。 ただし、検査の内容により、公費負担限度額（妊婦一般健康診査票に記載されています。）を超える場合には、超えた分は自己負担となります。</p> <p>(3) 妊産婦の訪問指導 健康診査等を受けて、家庭生活や食事等についての指導や妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）、貧血、流産の予防に関する指導が必要とされた妊婦や産婦の相談に応じます。 また、妊娠に関する不安や心配、産後うつ等の相談にも応じます。</p> <p>2 新生児、乳幼児への支援</p> <p>(1) 新生児・未熟児の訪問指導 市町村から保健師や助産師等が訪問し、赤ちゃんの発育、授乳、病気の予防等、育児についての相談に応じています。</p> <p>(2) 先天性代謝異常等検査 新生児に対し、知的障がいなどの心身障がいの一因となる先天性代謝異常症等を早期に発見し治療するための検査を行います。</p> <p>(3) 乳幼児健康診査 乳幼児の心身の発育、発達を促すための健康診査を行います。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 お住まいの市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 先天性代謝異常等検査についてのお問合せ 熊本県健康福祉部子ども未来課 連絡先：096-333-2209 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p>

制度名	女性相談センター（DV等の相談）
制度の概要	女性の抱える問題について、専門の相談員が電話や来所での御相談に応じます。
制度の詳細	<p>1 相談の種類</p> <p>(1) 配偶者やパートナーからの暴力（DV）や、離婚問題、家庭不和で悩んでいるとき（DV被害を受けている男性からの相談も可能です）</p> <p>(2) 売春を強要されているとき</p> <p>(3) その他、日常生活を送る中で悩みを抱えているとき</p> <p>2 相談時間</p> <p>(1) 電話相談</p> <p style="padding-left: 40px;">（女性相談） 8：30～17：15（平日のみ）</p> <p style="padding-left: 40px;">（DV相談） 8：30～22：00（平日）</p> <p style="padding-left: 80px;">9：00～22：00（土日祝）</p> <p>(2) 来所相談</p> <p style="padding-left: 40px;">（女性相談・DV相談）8：30～17：15（平日のみ） 要予約</p> <p>このほか、DV法律相談（弁護士対応）があります。事前に予約が必要です。</p>
問合せ情報	<p>熊本県女性相談センター</p> <p>1 女性相談：096-381-4454</p> <p>2 DV相談：096-381-7110</p> <p style="padding-left: 40px;">受付時間は上記のとおりです。</p> <p>H P： <input type="text" value="熊本県 女性相談センター"/> で検索</p>

3 保健福祉医療等

(6) ひとり親家庭、女性の保健福祉

制度名	ひとり親家庭等医療費助成
制度の概要	ひとり親家庭等の親及び児童の健康保持に助力し、就業による経済的自立と家庭生活の安定を図るため、医療費の一部を助成します。
制度の詳細	<p>1 対象者</p> <p>(1) 20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭等の親</p> <p>(2) (1)の者が扶養する18歳に達する日以後の3月31日までの間にある児童</p> <p>(3) 父母のいない18歳に達する日以後の3月31日までの間にある児童</p> <p>(4) 父または母がDV防止法による保護命令を受けた18歳に達する日以後の3月31日までの間にある児童</p> <p>児童扶養手当法上の所得制限により児童扶養手当の支給制限を受けている方は、助成の対象になりません。</p> <p>2 助成額</p> <p>自己負担額から付加給付等を差し引いた額の3分の2を助成します。 助成率は市町村によって異なります。</p> <p>3 申請期間</p> <p>診療を受けた月の翌月から起算して1年を経過する日までの期間 被災により助成の申請が対象期間を超えた場合でも、助成の対象となることがあります。</p> <p>4 助成手続</p> <p>助成を受けるには申請を行う必要があります。お住まいの市(区)役所・町村役場で手続をし、「受給資格証」の交付を受けてください。</p>
問合せ情報	お住まいの市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

制度名	ひとり親家庭等就業支援講習会
制度の概要	<p>熊本県内の市町村（熊本市を除く）に居住するひとり親家庭の親又は寡婦の方を対象に、就業に必要な資格取得のための講習会を開催します。</p>
制度の詳細	<p>1 対象者 次のいずれも満たす方が対象となります。 （１）県内の市町村(熊本市を除く)に居住するひとり親家庭の親又は寡婦 （２）講習会の全日程に参加可能であること</p> <p>2 講習会・申請期間等 講習内容等は年度毎に異なりますので、詳しくは問合せ先にお尋ねください。</p> <p>3 その他 （１）受講料は無料です（テキスト代や資格試験の検定料は自己負担）。 （２）講習中は託児サービスが利用（無料）できます。</p>
問合せ情報	<p>熊本県母子家庭等就業・自立支援センター 連絡先：096-351-8777 受付時間：9：00～16：00（平日のみ） H P： <input type="text" value="熊本県母子家庭等就業・自立支援センター"/> で検索</p>

3 保健福祉医療等

(6) ひとり親家庭、女性の保健福祉

制度名	ひとり親家庭等日常生活支援															
制度の概要	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、生活援助や保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣します。															
制度の詳細	<p>1 対象者 次のいずれかに該当する家庭等が対象となります。</p> <p>(1) ひとり親家庭等であって、技能習得のための通学・就職活動等自立促進に必要な事由、又は、疾病、学校行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭等</p> <p>(2) 未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等(所定内労働時間の就業を除く。)に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭</p> <p>2 自己負担額 世帯区分等により異なります。</p> <table border="1" data-bbox="438 976 1394 1274"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯区分</th> <th colspan="2">自己負担額(1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th>子育て支援</th> <th>生活援助</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯 市町村民税非課税世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当支給水準世帯</td> <td>70円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の世帯</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>		世帯区分	自己負担額(1時間当たり)		子育て支援	生活援助	生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円	0円	児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円	上記以外の世帯	150円	300円
世帯区分	自己負担額(1時間当たり)															
	子育て支援	生活援助														
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円	0円														
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円														
上記以外の世帯	150円	300円														
問合せ情報	<p>お住まいの市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。 事業を実施していない市町村もあります。</p>															

制度名	ひとり親家庭等学習支援・交流												
制度の概要	ひとり親家庭等の子どもたちに、最寄りの地域で学習指導を行う「地域の学習教室」を開設し、退職した元教員や大学生などのボランティアが、学校の教科書や宿題に添って学習指導を行います。												
制度の詳細	<p>1 対象者 主にひとり親家庭の小・中学生が対象となります。</p> <p>2 開催場所・開催頻度 計127か所(平成29年12月20日現在、その他登録外施設もあり)において、週1回程度開催しています。</p> <table border="0" data-bbox="459 689 1436 878"> <tr> <td>熊本市：40か所</td> <td>宇城圏域：9か所</td> <td>玉名圏域：14か所</td> </tr> <tr> <td>鹿本圏域：5か所</td> <td>菊池圏域：25か所</td> <td>阿蘇圏域：3か所</td> </tr> <tr> <td>上益城圏域：7か所</td> <td>八代圏域：9か所</td> <td>芦北圏域：1か所</td> </tr> <tr> <td>球磨圏域：8か所</td> <td>天草圏域：6か所</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 自己負担額 冷暖房費等の実費として、子ども1人当たり1日100円を上限として負担していただく場合があります。</p>	熊本市：40か所	宇城圏域：9か所	玉名圏域：14か所	鹿本圏域：5か所	菊池圏域：25か所	阿蘇圏域：3か所	上益城圏域：7か所	八代圏域：9か所	芦北圏域：1か所	球磨圏域：8か所	天草圏域：6か所	
熊本市：40か所	宇城圏域：9か所	玉名圏域：14か所											
鹿本圏域：5か所	菊池圏域：25か所	阿蘇圏域：3か所											
上益城圏域：7か所	八代圏域：9か所	芦北圏域：1か所											
球磨圏域：8か所	天草圏域：6か所												
問合せ情報	<p>社会福祉法人 熊本県母子寡婦福祉連合会</p> <p>連絡先：096-324-2136</p> <p>受付時間：9:00～16:00(平日のみ)</p> <p>H P: <input type="text" value="熊本県 地域の学習教室"/> で検索</p>												

3 保健福祉医療等

(6) ひとり親家庭、女性の保健福祉

制度名	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付
制度の概要	<p>熊本県内の市町村（熊本市を除く）に居住するひとり親家庭の親で、母子家庭等高等職業訓練促進給付金（ ）を活用し看護師等の養成学校に在籍する方を対象に、資金の貸付を行います。</p> <p>母子家庭等高等職業訓練促進給付金 養成学校に在籍中の生活費の負担軽減を図るため、熊本県又は各市から給付される給付金</p>
制度の詳細	<p>1 対象者 次のいずれも満たす方が対象となります。</p> <p>(1) 県内の市町村（熊本市を除く）に居住するひとり親家庭の親 (2) 熊本県（町村居住者）又は各市（市居住者）から高等職業訓練促進給付金を受給している方</p> <p>2 貸付金額等</p> <p>(1) 貸付金額（上限） ア 養成学校に入学した場合：入学準備金 50万円 イ 養成学校を修了し、資格を取得した場合：就職準備金 20万円</p> <p>(2) 利子 ア 保証人を立てる場合：無利子 イ 保証人を立てない場合：年1%</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 養成学校を修了後、資格を取得した日から1年以内に就職し、原則として熊本県内において5年間引き続き業務に従事した場合には、貸付金の返還が免除されます。</p> <p>(2) 貸付には、熊本県又は各市における給付金の支給に関する審査が必要なため、貸付金が交付されるのは、入学又は就職してから一定期間経過後になります。</p>
問合せ情報	<p>熊本県社会福祉協議会 民生課</p> <p>連絡先：096 - 324 - 5475</p> <p>受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p>

<p>制度名</p>	<p>ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金</p>
<p>制度の概要</p>	<p>熊本県内の町村に居住するひとり親家庭の親又は子で、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す方を対象に、対策講座受講費の軽減を図るために給付金を支給します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 ひとり親家庭の方で、次のいずれも満たす方が対象となります。 (1) 県内の町村に居住していること (2) 20歳未満の児童を扶養していること(受講者が子の場合は20歳未満) (3) 高校卒業者、既に大学入学資格検定や高卒認定試験に合格していないこと (4) 親が児童扶養手当を受給している又は同等の所得水準にあること (5) 試験に合格することが適職に就くために必要と認められること</p> <p>2 支給額 (1) 対策講座の受講を修了した場合 受講修了時給付金(受講費の2割(上限:10万円)) (2) 受講修了から2年以内に試験の全科目に合格した場合 合格時給付金(受講費の4割(上限:(1)との合計で15万円))</p> <p>3 その他 講座を受講する前に、あらかじめ県から指定を受ける必要がありますので、必ず受講開始前に御相談ください。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>熊本県健康福祉部子ども家庭福祉課 連絡先: 096-333-2229 受付時間: 8:30~17:15(平日のみ)</p>

3 保健福祉医療等

(6) ひとり親家庭、女性の保健福祉

制度名	母子家庭等自立支援教育訓練給付金
制度の概要	ひとり親家庭の親に対し、主体的な能力開発の取組みを支援し、自立促進を図るため、教育訓練講座を修了した場合に、その経費の一部を支給します。
制度の詳細	<p>1 対象者 次のいずれも満たす県内の町村に住所地を有するひとり親家庭の親が対象となります。</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること (2) 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断し、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること</p> <p>2 対象講座 (1) 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座 (2) その他、上記に準じ知事が指定する講座</p> <p>3 支給額 (1) 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がない方 対象講座の受講料の6割(上限200,000円、下限12,001円) (2) (1)以外の方(雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方) (1)の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の額を差し引いた額</p>
問合せ情報	<p>1 市にお住まいの方：各市の福祉事務所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 町村にお住まいの方：各県福祉事務所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

<p>制度名</p>	<p>母子家庭等高等職業訓練促進給付金</p>
<p>制度の概要</p>	<p>ひとり親家庭の親の資格取得の促進及び生活の負担軽減を図るため、養成訓練の受講期間について訓練促進給付金を支給します。 また、修了後に修了支援給付金を支給します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 支給要件の全てを満たす県内の町村に住所地を有するひとり親家庭の親であって、対象資格を取得するために修業している方が対象となります。</p> <p>2 対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など33資格</p> <p>3 支給要件 (1) 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること (2) 修業年限1年以上の養成機関において一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方 (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方 (4) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金等、本給付金と趣旨を同じくする給付を受けていない方</p> <p>4 支給額 (1) 訓練促進給付金：修業する全期間（上限3年） ア 町村民税非課税世帯：月額100,000円 イ 町村民税課税世帯：月額70,500円 (2) 修了支援給付金：受講修了時 ア 町村民税非課税世帯：50,000円 イ 町村民税課税世帯：25,000円</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 市にお住まいの方：各市の福祉事務所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。 市にお住まいの方は対象資格が上記と異なることがあります。 詳しくは各市の福祉事務所にお尋ねください。</p> <p>2 町村にお住まいの方：熊本県各福祉事務所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

3 保健福祉医療等

(6) ひとり親家庭、女性の保健福祉

制度名	母子家庭等就業・自立支援センター
制度の概要	ひとり親家庭の親又は寡婦の方を対象に、就業相談や生活相談に応じるとともに、養育費の取り決めなどの法的な問題についての弁護士等による相談を行います。
制度の詳細	<p>1 対象者 ひとり親家庭の親、寡婦の方が対象となります。</p> <p>2 相談内容</p> <p>(1) 就業相談 就業支援員により、家庭の状況や職業能力の適性等を踏まえ、就業相談に応じるとともに、求人等の情報を提供します。</p> <p>(2) 生活相談 生活相談員により、子育てや生活等に関する相談に応じます。</p> <p>(3) 法律相談 弁護士や税理士等の専門家により、養育費の請求や親権等の法的な問題に関する相談に応じます(月2回、予約制)。</p> <p>3 自己負担額 なし</p>
問合せ情報	熊本県母子家庭等就業・自立支援センター 連絡先：096-351-8777 受付時間：9:00～16:00(平日のみ) H P : <input type="text" value="熊本県母子家庭等就業・自立支援センター"/> で検索

<p>制度名</p>	<p>母子・父子自立支援員</p>
<p>制度の概要</p>	<p>各福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等に対して、自立に必要な情報提供や相談指導並びに職業能力の向上や求職活動に対する支援等を行います。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 ひとり親家庭の親、寡婦の方等が対象となります。</p> <p>2 支援内容 ひとり親家庭の親、寡婦の方等の生活全般に関する相談、母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する相談に応じ、自立に必要な指導・支援を行います。 また、児童扶養手当受給者の就業支援として、支援対象者の生活状況や求職状況等から課題の発見・自立目標の設定を行い、ニーズに応じた支援プログラムを作成します(母子・父子自立支援プログラム)。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>熊本県各福祉事務所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

3 保健福祉医療等

(6) ひとり親家庭、女性の保健福祉

制度名	不妊に悩む方への支援
制度の概要	不妊で悩んでいる方への不妊治療費の助成や相談支援を行います。
制度の詳細	<p>1 不妊治療費助成 不妊治療の中でも医療保険が適用されない高額な医療費のかかる治療に要する費用の一部を助成します。</p> <p>(1) 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断された戸籍上の夫婦</p> <p>(2) 対象治療法 体外受精及び顕微授精(特定不妊治療)(指定医療機関による治療に限る)</p> <p>(3) 給付内容</p> <p>ア 初回申請の治療開始の妻の年齢が 40歳未満の場合 6回 各上限15万円 40歳以上43歳未満の場合 3回 各上限15万円</p> <p>イ 初回治療費の上乗せ 上限15万円</p> <p>ウ 男性不妊治療費の上乗せ 上限15万円</p> <p>ただし、治療内容によっては該当しない場合があります</p> <p>2 不妊専門相談 不妊で悩む方々を対象とした電話や来所による相談 相談先：熊本県女性相談センター(熊本県福祉総合相談所内)</p> <p>(1) 助産師等による電話相談 相談対応時間： 9:00～20:00(平日・土曜)</p> <p>(2) 産婦人科医師による専門相談 相談対応日：月1回(要予約、面接)</p>
問合せ情報	<p>1 熊本市にお住まいの方：各区役所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県内(熊本市を除く)にお住まいの方：熊本県各保健所 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>3 熊本県女性相談センター(熊本県福祉総合相談所内) 連絡先：096-381-4340 受付時間：9:00～20:00(平日・土曜)</p>

<p>制度名</p>	<p>障がいについての相談</p>
<p>制度の概要</p>	<p>障がい者の心配事・悩み事などの相談に応じます。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 市町村役場 それぞれの市町村にお住まいの方の障がい福祉等相談に応じ、自立支援給付等に関する手続きや利用調整等も行います。また、ケアマネジメントの希望確認等も行います。</p> <p>2 福祉事務所 管内の障がい福祉、母子福祉や生活保護の相談に応じ、必要な援護や指導を行います。</p> <p>3 保健所 障がいの早期発見、療育について相談に応じ、必要な指導を行います。</p> <p>4 熊本県福祉総合相談所 次の4つの相談所が1つにまとまった相談機関です。子どもや女性、障がいのある方の福祉について専門的な相談に応じるとともに、医学的、心理学的判定などを行います。 (1) 熊本県中央児童相談所 (2) 熊本県女性相談センター (3) 熊本県身体障がい者リハビリテーションセンター (4) 熊本県知的障がい者更生相談所</p> <p>5 熊本県身体障がい者リハビリテーションセンター 身体障害者手帳の交付、自立支援医療（更生医療）の要否判定、補装具費の要否判定、補装具の処方や適合判定等を行います。また、補装具についての研究開発・製作・修理を行います。</p> <p>6 熊本県知的障がい者更生相談所 療育手帳の交付、障がい福祉サービス利用についての情報提供や日常生活のアドバイスを行います。</p> <p>7 熊本市障がい者福祉相談所 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の機能を併せ持った施設。医師や心理判定員、理学療法士、言語聴覚士などが、身体または知的に障がいのある方に、専門的な立場から支援します。</p> <p>8 熊本県中央児童相談所・熊本県八代児童相談所・熊本市児童相談所 子どもの発達や障がいについて専門的な相談に応じるとともに、療育に関する指導や施設入所の手続き等を行います。</p>

3 保健福祉医療等

(7) 障がい者の保健福祉

制度の詳細	<p>9 熊本県精神保健福祉センター 精神障害者保健福祉手帳の交付、精神保健及び精神障がい者福祉に関する知識の普及や調査研究、県民の精神的健康の保持増進、精神障がいの予防のための相談業務を行います。</p> <p>10 熊本県こども総合療育センター 肢体不自由、重複障がい、知的障がい、発達障がい（自閉症など）に関する相談に応じるとともに、障がいの早期発見・早期療育をめざし、総合診断や療育の方向づけを行います。</p> <p>11 熊本県北部発達障がい者支援センター「わっふる」 県北部地域（主に荒尾・玉名、山鹿、菊池、阿蘇、上益城）にお住まいの発達障がい児（者）及びその家族等からの相談に応じるとともに、適切な指導又は助言を行います。</p> <p>12 熊本県南部発達障がい者支援センター「わるつ」 県南部地域（主に宇城、八代、芦北・水俣、人吉・球磨、天草）にお住まいの発達障がい児（者）及びその家族等からの相談に応じるとともに、適切な指導又は助言を行います。</p> <p>13 熊本市発達障がい者支援センター「みなわ」 熊本市にお住まいの発達障がいある本人や家族等、及び発達障がい者支援に関わる支援者や関係機関等への適切な指導・助言を行います。</p> <p>14 熊本市子ども発達支援センター 熊本市にお住まいの18歳までの子どもとその保護者の方を対象に、発達の遅れや疑いのある子どもの発育、進路などの相談に応じています。</p> <p>15 相談支援事業所 障がいのある方、そのご家族、介護者などからの相談に応じ、情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。また、障がい者などの意向を勘案した上で、サービス等利用計画を作成し、事業者などとの連絡調整を行います。</p> <p>16 障がい者の差別に関する相談（熊本県障がい者支援課広域専門相談員） 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」に基づき、専門の相談員が、「不利益取扱い」、「合理的配慮」、「虐待」などの相談に応じています。</p>
-------	---

問合せ情報

- 1 お住まいの市(区)町村の担当課
連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。
- 2 熊本県各福祉事務所
連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。
- 3 熊本県各保健所
連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。
- 4 熊本県福祉総合相談所
連絡先：096-381-4411(代表)
受付時間：8:30~17:15(平日のみ)
- 5 熊本県身体障がい者リハビリテーションセンター
連絡先：096-381-4461
受付時間：8:30~17:15(平日のみ)
- 6 熊本県知的障がい者更生相談所
連絡先：096-381-4464
受付時間：8:30~17:15(平日のみ)
- 7 熊本市障がい者福祉相談所
連絡先：096-362-6500
受付時間：8:30~17:15(平日のみ)
- 8 児童相談所
 - ・熊本県中央児童相談所
連絡先：096-381-4451
受付時間：8:30~17:15(平日のみ)
 - ・熊本県八代児童相談所
連絡先：0965-32-4426
受付時間：8:30~17:15(平日のみ)
 - ・熊本市児童相談所
連絡先：096-366-8181
受付時間：8:30~17:15(平日のみ)
- 9 熊本県精神保健福祉センター
連絡先：096-386-1166
受付時間：8:30~17:15(平日のみ)
- 10 熊本県こども総合療育センター
連絡先：0964-32-1143
受付時間：8:30~17:15(平日のみ)
- 11 熊本県北部発達障がい者支援センター「わっふる」
連絡先：096-293-8189
受付時間：9:00~18:00(平日のみ)

3 保健福祉医療等

(7) 障がい者の保健福祉

問合せ情報	<p>1 2 熊本県南部発達障がい者支援センター「わるつ」 連絡先：0965-62-8839 受付時間：9：00～18：00（平日のみ）</p> <p>1 3 熊本市発達障がい者支援センター「みなわ」 連絡先：096-366-1919 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p> <p>1 4 熊本市子ども発達支援センター 連絡先：096-366-8240 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p> <p>1 6 障がい者の差別に関する相談（熊本県障がい者支援課広域専門相談員） 連絡先：096-333-2244 受付時間：9：00～17：00（平日のみ）</p>
-------	---

<p>制度名</p>	<p>地域療育センター（在宅障がい児の療育に関する相談）</p>
<p>制度の概要</p>	<p>在宅の障がい児の療育に関する様々な相談に応じ、障がい児やその家族及び地域の関係機関を支援します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 支援内容 在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児及びその疑いがある児童、及びその保護者と家族等に対して、身近な地域で療育指導、相談支援等を行います。</p> <p>（1）訪問支援 訪問により、各種相談・指導を行います。</p> <p>（2）外来支援 外来により、各種相談・指導を行います。</p> <p>（3）施設支援 児童発達支援事業、障がい児保育を行う保育所等の職員に対し、技術の指導を行います。</p> <p>2 設置場所 県内に10か所設置されています。詳細は、末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>各地域療育センター 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p>

3 保健福祉医療等

(7) 障がい者の保健福祉

制度名	障がい児・者の短期入所など
制度の概要	障がい児・者を介護している家族等が、家庭の事情で一時的に介護できなくなる場合に施設でお預かりします。
制度の詳細	1 宿泊を伴う場合 (1) 対象者 市町村から介護給付費の支給決定(受給者証)を受けた障がい児・者 (2) 利用できる施設 短期入所事業所 (3) 利用期間 市町村が定める期間(受給者証に記載) 2 日帰りの場合(日中一時支援) (1) 対象者 市町村から介護給付費の支給決定(受給者証)を受けた障がい児・者 (2) 利用できる施設 日中一時支援事業所として市町村が指定(登録)した障害福祉サービス事業所 (3) 利用期間 日中(時間単位)
問合せ情報	お住まいの市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。

<p>制度名</p>	<p>視覚障がい者への支援</p>
<p>制度の概要</p>	<p>視覚障がい者向けに歩行訓練、点字刊行物、録音物その他各種情報を記録した物の提供等を行います。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 図書貸し出し 点字図書、録音図書の貸し出し、定期刊行物（点字・録音雑誌）の提供を行います。</p> <p>2 プライベートサービス 一般図書・取扱い説明書等の点訳や音訳（実費）対面朗読サービスを実施しています。</p> <p>3 盲人用具のあっせん 盲人用具の紹介、購入のあっせん、販売、各市町村へ給付申請手続きのための情報提供を行います。</p> <p>4 点字資料の印刷・提供 点字名刺・各種広報・会議資料等の制作（有料）を行います。</p> <p>5 パソコンライフの支援 音声ソフトを利用した各種講座の実施。また、パソコンの不具合が生じた際の問題解決の支援を行います。</p> <p>6 情報サービス 事務局からのお知らせや新刊図書案内を希望者へ配布します。</p> <p>7 更生相談（中途失明者訓練） 自立更生相談・福祉制度利用のための情報提供・関係機関との連絡調整・日常生活訓練等の自立支援を実施します。</p> <p>8 視覚障がい者生活訓練の実施 歩行訓練、教養・趣味・レクリエーション料理教室等の講習会、研修会を開催します。</p> <p>9 サピエ図書館 視覚障がい者総合ネットワークシステム会員登録後、全国の点字・録音図書のダウンロードが可能です。当館職員による登録代行・図書検索支援も可能です。</p> <p>10 被災者支援 視覚障がい者に対する生活情報提供や物資（白杖、音声時計、ラジオ等）の提供を行います。</p>

3 保健福祉医療等

(7) 障がい者の保健福祉

問合せ情報	<p>1 熊本県点字図書館 連絡先：096 - 383 - 6333 開館日：8：30～17：00（水曜日を除く） 水曜日が祝日の場合開館、木曜日閉館</p> <p>2 熊本県視覚障がい者福祉協会・団体（被災者支援関係） 連絡先：096 - 383 - 6833（TEL・FAX） 開館日：8：30～17：00（水、土、日曜日を除く） 水曜日が祝日の場合開館、木曜日閉館</p>
--------------	---

<p>制度名</p>	<p>聴覚障がい者への支援</p>
<p>制度の概要</p>	<p>聴覚障がい者向けに通訳者の派遣や録画物その他各種情報を記録した物の提供等を行います。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 映像制作 既製の番組等に字幕や手話を入れ、DVD等にして熊本県聴覚障害者情報提供センターのビデオライブラリーにおいて無料で貸出しています。</p> <p>2 ビデオライブラリー 聴覚障がい者の方などへの字幕・手話DVDの無料で貸出及び聴覚障がいに関する図書・関係資料の閲覧、福祉機器の展示、プチギャラリー（聴覚障がい者の作品展示）手話でおしゃべりを楽しむ「おしゃべり手話サロン」、ミニ手話教室などを実施しています。</p> <p>3 手話通訳者・要約筆記者等の派遣 聴覚障がい者と聴者のコミュニケーション支援のため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員及びろうあ者相談員を派遣します。</p> <p>4 機器・部屋の貸出 コミュニケーション機器（液晶プロジェクター、スクリーン、磁気誘導ループ、タブレット端末など）や部屋（ふれあいシアター、会議室）を貸出しています。</p> <p>5 相談 聴覚障がいに関する相談に応じます。</p> <p>6 情報サービス&通信リレーサービス 情報誌「インカムくまもと」の発行や聴覚障がい者のファックスと聴者の電話を中継する「リレーサービス」を実施しています。</p> <p>7 遠隔手話通訳サービス 聴覚障がい者と聴者のコミュニケーション支援のため、情報通信機器（タブレット等）を活用した、テレビ電話での手話通訳サービスを提供しています。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>熊本県聴覚障害者情報提供センター 連絡先：096-383-5595（TEL） 096-385-7821（FAX） 開館時間：事務所 9:00～19:00（水曜日を除く平日・土曜日） 9:00～17:30（日曜・祝日） ライブラリー 9:00～19:00（水曜日を除く平日・土曜日） 9:00～17:00（日曜・祝日） 水曜日が祝日の場合開館、木曜日閉館 通信リレーサービス利用時間 8:30～19:00 （日曜・祝日は8:30～17:00） 遠隔手話通訳サービス利用時間 9:00～17:30 同センター休館日は熊本聴覚障害者総合福祉センター（096-383-5587）にて受付。年末年始は両施設でサービス休止。</p>

3 保健福祉医療等

(7) 障がい者の保健福祉

制度名	障害児入所給付費等の利用者負担の免除
制度の概要	<p>熊本地震で被災した障害児入所施設利用児童世帯の経済的な負担を軽減するため、障害児入所給付費等の利用者負担を免除します。</p>
制度の詳細	<p>1 対象者 熊本地震により以下（例示）の被災をされた方など （１）住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方 （２）主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方 （３）主たる生計維持者の行方が不明である方 （４）主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方 （５）主たる生計維持者の直近３カ月の収入が概ねこれまでの５０％以下に減少した方（失業給付は収入に含む）</p> <p>2 免除期間 施設利用月から平成３０年３月まで</p> <p>3 申請期間 施設利用を開始した月</p> <p>4 申請手続 （１）給付決定保護者は、免除申請書及びり災証明書等確認書類を児童相談所を通じて都道府県知事に申請します。 （２）都道府県知事は、利用者負担の免除を決定し、児童相談所へ通知します。 （３）児童相談所長は、給付決定保護者に免除決定通知及び受給者証交付します。 （４）情報提供について承諾を得られた給付決定保護者については、当該利用者負担の免除について障害児入所施設に連絡します。 情報提供について承諾が得られなかった給付決定保護者については、ご自身で障害児入所施設に連絡をしていただきます。 （５）障害児入所施設は、利用料を含めて１０割を管轄の福祉総合相談所長に請求します。 （６）福祉総合相談所長は、利用料を含めて１０割を施設に支払います。</p>
問合せ情報	熊本県福祉総合相談所 児童相談課 連絡先：０９６－３８１－４４５１ 受付時間：８：３０～１７：１５

<p>制度名</p>	<p>障害福祉サービス等の利用者負担金の減免</p>
<p>制度の概要</p>	<p>災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方について、市町村の判断により、利用者負担額を減免します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 対象者 熊本地震により以下（例示）の被災をされた方など （1）住家の全半壊、全半焼、又はこれに準ずる被災をした方 （2）主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方 （3）主たる生計維持者の行方が不明である方 （4）主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方 （5）主たる生計維持者が失職し、現在、収入のない方</p> <p>2 減免額 市町村で定めることとなりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。</p> <p>3 申請期間及び適用期間 （1）申請期間 随時 （2）適用期間 市町村が定める期間</p> <p>4 減免方法 市町村が決定し、受給者証に記入されますので、サービス利用時に事業者に提示して、減免を受けます。</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>1 お住まいの市（区）町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本県健康福祉部障がい者支援課 連絡先：096-333-2233 受付時間：8：30～17：15（平日のみ）</p>

3 保健福祉医療等

(8) 仮設住宅等における被災者支援

制度名	保健師等による健康支援
制度の概要	応急仮設住宅等に居住する被災者に対して、保健師、歯科衛生士や管理栄養士等の専門職員による巡回訪問や集会などを行い、各種健康教育、健康相談、講習などを通して被災者の良好な健康状態の維持を支援します。
制度の詳細	<p>1 被災者に対する健康・栄養相談等</p> <p>(1) 実施内容 応急仮設住宅等に居住される被災者について、個別訪問により健康・栄養相談、保健指導等を実施します。</p> <p>(2) 頻度 市町村が定めるとおりです。</p> <p>2 集会所等における健康・栄養・口腔ケア相談等</p> <p>(1) 実施内容 集会所等において、健康相談、栄養相談、口腔ケア相談を行い、仮設住宅等の入居者の健康状態を良好に保つと同時に、要支援者については、個別に健康支援を実施します。</p> <p>(2) 頻度 市町村が定めるとおりです。</p>
問合せ情報	<p>1 被災時に居住していた市(区)町村の担当課 連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 各市町村地域支え合いセンター 連絡先はP1の「地域支え合いセンター」をご覧ください。</p>

3 保健福祉医療等
 (8) 仮設住宅等における被災者支援

<p>制度名</p>	<p>復興リハビリテーションセンター (仮設住宅へのリハビリテーション等専門職の派遣)</p>
<p>制度の概要</p>	<p>応急仮設住宅等で生活する高齢者等の心身機能の低下を防ぐために「熊本県復興リハビリテーションセンター」が、応急仮設住宅にリハビリテーション等専門職を派遣します。</p>
<p>制度の詳細</p>	<p>1 派遣先 応急仮設住宅に設置する集会場等で開催する介護予防教室やサロン等</p> <p>2 派遣者 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士 言語聴覚士、介護福祉士、介護支援専門員、栄養士 等</p> <p>3 支援内容 (1) 介護予防に資する運動の指導 (2) 戸別訪問による仮設住宅の環境調整 (3) 運動機能の評価 (4) アクティビティプログラムの提供 (5) 自主グループの育成 (6) 地域ケア会議等における助言や研修等を通じた活動支援 等</p> <p>4 派遣期間 平成28年7月14日～平成30年3月31日</p> <p>5 事務局 熊本地域リハビリテーション支援協議会(熊本県医師会内に事務所を設置)</p>
<p>問合せ情報</p>	<p>熊本県健康福祉部認知症対策・地域ケア推進課 連絡先：096-333-2211 受付時間：8:30～17:15(平日のみ)</p>

3 保健福祉医療等

(9) その他

制度名	迷子になった犬やけがをした犬猫の保護
制度の概要	迷子になった犬やけがをした犬猫を、県の保健所や熊本市動物愛護センターにおいて飼い主へ返還するため一定期間保護します。
制度の詳細	<p>1 保護機関</p> <p>(1) 県の保健所(熊本市以外で保護された犬猫が対象)</p> <p>(2) 熊本市動物愛護センター(熊本市内で保護された犬猫が対象) 最寄りの警察署で預かられている場合もあります</p> <p>2 保護した犬猫の情報</p> <p>飼い主への返還を進めるため、保護した犬猫を「熊本県動物愛護管理ホームページ」や「熊本市動物愛護センターホームページ」でお知らせしています(熊本県動物愛護管理 ・ 熊本市動物愛護センター で検索)</p> <p>3 返還手続</p> <p>返還の際は手数料が必要となります。詳しくは、保護機関にお問い合わせいただくか、ホームページで御確認ください。</p>
問合せ情報	<p>1 犬猫が保護された地域を所管する県保健所</p> <p>連絡先は末尾の「問合せ先一覧」をご覧ください。</p> <p>2 熊本市動物愛護センター</p> <p>連絡先：096-380-2153</p> <p>受付時間：8:30～17:00(平日のみ)</p>

参考 問合せ先一覧（代表の番号となっている場合があります）

市町村

福祉事務所は、各区・市役所に併設されています。ただし、平成 28 年熊本地震の影響により、人吉市、天草市の福祉事務所は市役所とは別の場所に移転しています。

	住 所	電話番号	FAX 番号
熊本市（中央区）	熊本市中央区手取本町 1-1	096-328-2111	096-324-1713
（東 区）	熊本市東区東本町 16-30	096-367-9111	096-367-9301
（西 区）	熊本市西区小島 2-7-1	096-329-1111	096-329-1314
（南 区）	熊本市南区富合町清藤 405-3	096-357-4111	096-358-0110
（北 区）	熊本市北区植木町岩野 238-1	096-272-1111	096-272-6912
八代市	八代市松江城町 1-25	0965-33-4111	0965-32-8944
人吉市 (福祉事務所)	人吉市麓町 16 (人吉市西間下町 118-1)	0966-22-2111 (同上)	0966-24-7869 (0966-24-9536)
人吉市	人吉市麓町 16	0966-22-2111	0966-24-7869
荒尾市	荒尾市宮内出目 390	0968-63-1204	0968-62-3270
水俣市	水俣市陣内 1-1-1	0966-61-1603	0966-62-0611
玉名市	玉名市岩崎 163	0968-75-1111	0968-75-1166
天草市 (福祉事務所)	天草市東浜町 8-1 (天草市今釜新町 3715)	0969-23-1111 (0969-32-6072)	0969-24-3501 (0969-22-0577)
山鹿市	山鹿市山鹿 987-3	0968-43-1117	0968-44-0373
菊池市	菊池市隈府 888	0968-25-7200	0968-25-2322
宇土市	宇土市浦田町 51	0964-22-1111	0964-22-0110
上天草市	上天草市大矢野町上 1514	0964-56-1111	0964-56-4972
宇城市	宇城市松橋町大野 85	0964-32-1111	0964-32-0110
阿蘇市	阿蘇市一の宮町宮地 504-1	0967-22-3111	0967-22-4577
合志市	合志市竹迫 2140	096-248-1111	096-248-1196
美里町	美里町馬場 1100	0964-46-2111	0964-46-3510
玉東町	玉東町木葉 759	0968-85-3111	0968-85-3116
和水町	和水町江田 3886	0968-86-3111	0968-86-4215

	住 所	電話番号	FAX 番号
南関町	南関町関町 1316	0968-53-1111	0968-53-2351
長洲町	長洲町長洲 2766	0968-78-3111	0968-78-1092
大津町	大津町大津 1233	096-293-3111	096-293-4836
菊陽町	菊陽町久保田 2800	096-232-2111	096-232-4923
南小国町	南小国町赤馬場 143	0967-42-1111	0967-42-1122
小国町	小国町宮原 1567-1	0967-46-2111	0967-46-2368
産山村	産山村山鹿 488-3	0967-25-2211	0967-25-2864
高森町	高森町高森 2168	0967-62-1111	0967-62-1174
南阿蘇村	南阿蘇村河陰 145-3	0967-67-1111	0967-67-2073
西原村	西原村小森 3259	096-279-3111	096-279-3506
御船町	御船町御船 995-1	096-282-1111	096-282-2803
嘉島町	嘉島町上島 530	096-237-1111	096-237-2359
益城町	益城町宮園 702	096-286-3111	096-286-4523
甲佐町	甲佐町豊内 719-4	096-234-1111	096-234-3964
山都町	山都町浜町 6	0967-72-1111	0967-72-1080
氷川町	氷川町島地 642	0965-52-7111	0965-52-3939
芦北町	芦北町芦北 2015	0966-82-2511	0966-82-2893
津奈木町	津奈木町小津奈木 2123	0966-78-3111	0966-78-3116
錦町	錦町一武 1587	0966-38-1111	0966-38-1575
あさぎり町	あさぎり町免田東 1199	0966-45-1111	0966-45-3667
多良木町	多良木町多良木 1648	0966-42-6111	0966-42-2293
湯前町	湯前町 1989-1	0966-43-4111	0966-43-3013
水上村	水上村岩野 90	0966-44-0311	0966-44-0622
相良村	相良村深水 2500-1	0966-35-0211	0966-35-0011
五木村	五木村甲 2672-7	0966-37-2211	0966-37-2215
山江村	山江村山田甲 1356-1	0966-23-3111	0966-24-5669
球磨村	球磨村渡丙 1730	0966-32-1111	0966-32-1230
苓北町	苓北町志岐 660	0969-35-1111	0969-35-2454

市町村社会福祉協議会

	住所	電話番号	F A X 番号
熊本市	熊本市中央区新町 2 丁目 4-27 熊本市健康センター新町分室	096-322-2331	096-359-1800
八代市	八代市本町一丁目 9 - 14	0965-62-8228	0965-62-8227
人吉市	人吉市西間下町 41-1 人吉市総合福祉センター	0966-24-9192	0966-25-1117
荒尾市	荒尾市下井手 193-1 荒尾市総合福祉センター	0968-66-2993	0968-66-2994
水俣市	水俣市牧ノ内 3-1 水俣市総合もやい直しセンター	0966-63-2047	0966-63-3570
玉名市	玉名市岩崎 88-4 玉名市福祉センター	0968-71-0080	0968-71-0081
天草市	天草市五和町御領 2943 天草市役所五和支所庁舎	0969-32-2552	0969-32-2551
山鹿市	山鹿市中 578	0968-43-1134	0968-36-9310
菊池市	菊池市隈府 888 菊池市福祉会館	0968-25-5000	0968-25-5432
宇土市	宇土市浦田町 44 宇土市福祉センター	0964-23-3756	0964-22-4971
上天草市	上天草市松島町合津 3433-52	0969-56-2455	0969-56-2613
宇城市	宇城市不知火町高良 2273-1 宇城市役所不知火支所	0964-32-1316	0964-32-6455
阿蘇市	阿蘇市内牧 976-2 阿蘇市阿蘇保健福祉センター	0967-32-1127	0967-32-4940
合志市	合志市須屋 2251-1 合志市保健福祉センターふれあい館	096-242-7000	096-242-6635
美里町	下益城郡美里町永富 1510 美里町老人福祉センター	0964-47-0065	0964-47-0073
玉東町	玉名郡玉東町木葉 764 玉東町福祉センター	0968-85-3150	0968-85-2993
和水町	玉名郡和水町平野 1276 - 3 和水町福祉センター	0968-34-2366	0968-34-2412

	住所	電話番号	F A X 番号
南関町	玉名郡南関町小原 1405	0968-69-9020	0968-53-2744
長洲町	玉名郡長洲町長洲 2771 長洲町ふれあいセンター	0968-78-1440	0968-65-4847
大津町	菊池郡大津町室 151-1 大津町老人福祉センター	096-293-2027	096-293-2028
菊陽町	菊池郡菊陽町久保田 2596 菊陽町老人福祉センター	096-232-3593	096-232-7385
南小国町	阿蘇郡南小国町赤馬場 3388-1 南小国町地域福祉センター「りんどう荘」	0967-42-1501	0967-42-1505
小国町	阿蘇郡小国町宮原 1530-2 小国町福祉センター「悠ゆう館」	0967-46-5575	0967-46-5615
産山村	阿蘇郡産山村山鹿 488 - 3 産山村基幹集落センター	0967-23-9300	0967-23-9301
高森町	阿蘇郡高森町高森 1258-1 高森町「芙蓉館」	0967-62-2158	0967-62-2860
南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村久石 2705 久木野総合福祉センター	0967-67-0294	0967-67-2317
西原村	阿蘇郡西原村小森 572 西原村地域福祉センター「のぎく荘」	096-279-4141	096-279-4388
御船町	上益城郡御船町御船 1001-1 御船町コミュニティセンター「ひばり荘」	096-282-0785	096-282-7895
嘉島町	上益城郡嘉島町上島 551 嘉島町福祉センター	096-237-2981	096-237-3508
益城町	上益城郡益城町宮園 708-1	096-214-5566	096-214-5567
甲佐町	上益城郡甲佐町岩下 24 甲佐町老人いこいの家	096-234-1192	096-235-3081
山都町	上益城郡山都町大平 91 生活支援ハウス「清楽苑」	0967-82-3345	0967-82-3357
氷川町	八代郡氷川町島地 651 氷川町竜北福祉センター	0965-52-5075	0965-52-5122
芦北町	葦北郡芦北町湯浦 1439-1 芦北町もやい直しセンター「きずなの里」	0966-86-0294	0966-86-0410
津奈木町	葦北郡津奈木町小津奈木 2123 津奈木町役場	0966-61-2940	0966-61-2941

	住所	電話番号	F A X 番号
錦町	球磨郡錦町一武 1587 錦町総合福祉センター	0966-38-2074	0966-38-3445
あさぎり町	球磨郡あさぎり町上北 1874 あさぎり町ヘルシーランド	0966-49-4505	0966-47-0174
多良木町	球磨郡多良木町多良木 1571-1	0966-42-1112	0966-42-1113
湯前町	球磨郡湯前町 1693-37 湯前町高齢者生活福祉センター「湯愛」	0966-43-4117	0966-43-4118
水上村	球磨郡水上村岩野 2678 水上村保健センター	0966-44-0782	0966-44-0531
相良村	球磨郡相良村深水 2500-1 相良村役場別館	0966-35-0093	0966-35-0893
五木村	球磨郡五木村甲 2672-41 五木村保健福祉総合センター	0966-37-2333	0966-37-2338
山江村	球磨郡山江村山田甲 1373-1 山江村福祉保健センター健康の駅	0966-24-1508	0966-32-7722
球磨村	球磨郡球磨村一勝地乙 1-5 球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」	0966-32-0022	0966-32-0067
苓北町	天草郡苓北町志岐 32 - 3 苓北町新ふれあい館	0969-35-1270	0969-35-1270

熊本県地域振興局（福祉事務所）

名 称	住 所	電話番号 (F A X 番号)
県央広域本部宇城地域振興局 (宇城福祉事務所)	宇城市松橋町久具 400-1	0964-32-2438 (0964-32-2497)
県央広域本部上益城地域振興局 (上益城福祉事務所)	上益城郡御船町辺田見 396-1	096-282-0215 (096-282-7022)
県北広域本部玉名地域振興局 (玉名福祉事務所)	玉名市岩崎 1004-1	0968-74-2117 (0968-74-2195)
県北広域本部鹿本地域振興局	山鹿市山鹿 465-2	0968-48-1202 (0968-44-4123)
県北広域本部菊池地域振興局 (菊池福祉事務所)	菊池市隈府 1272-10	0968-25-0689 (0968-25-3438)
県北広域本部阿蘇地域振興局 (阿蘇福祉事務所)	阿蘇市一の宮町宮地 2402	0967-32-0535 (0967-32-0536)
県南広域本部八代地域振興局 (八代福祉事務所)	八代市西片町 1660	0965-33-8756 (0965-33-3405)
県南広域本部芦北地域振興局 (芦北福祉事務所)	葦北郡芦北町芦北 2670	0966-82-2128 (0966-82-2824)
県南広域本部球磨地域振興局 (球磨福祉事務所)	人吉市寺町 12-1	0966-22-1040 (0966-22-3129)
天草広域本部天草地域振興局 (天草福祉事務所)	天草市今釜新町 3530	0969-22-4241 (0969-23-8377)

熊本県保健所

名 称	住 所	電話番号	F A X 番号
熊本市保健所	熊本市中央区大江 5-1-1 ウェルパルクまもと 4 階	096-364-3186	096-371-5172
宇城保健所	宇城市松橋町久具 400-1	0964-32-1147	0964-32-2426
有明保健所	玉名市岩崎 1004-1	0968-72-2184	0968-74-1721
山鹿保健所	山鹿市山鹿 465-2	0968-48-1202	0968-44-4123
菊池保健所	菊池市隈府 1272-10	0968-25-4156	0968-25-3438
阿蘇保健所	阿蘇市一の宮町宮地 2402	0967-24-9030	0967-24-9031
御船保健所	上益城郡御船町辺田見 400	096-282-0016	096-282-3117
八代保健所	八代市西片町 1660	0965-33-3197	0965-33-6321
水俣保健所	水俣市八幡町 2-2-13	0966-63-4104	0966-63-3289
人吉保健所	人吉市寺町 12-1	0966-22-3107	0966-22-4392
天草保健所	天草市今釜新町 3530	0969-23-0172	0969-22-0455

地域包括支援センター

(熊本市)

名称(下段は通称)	住所	電話番号 (FAX番号)	担当 校区
熊本市中央1地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ熊本中央	熊本市中央区新町41-26	096-319-0222 (096-319-5222)	壺川 城東 慶徳 一新 五福
熊本市中央2地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ本荘	熊本市中央区本荘4-1-3	096-221-3242 (096-221-3282)	向山 本荘 春竹
熊本市中央3地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ浄行寺	熊本市中央区薬園町2-1	096-243-2233 (096-243-2232)	碩台 黒髪
熊本市中央4地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ白川	熊本市中央区九品寺 1-2-23 MCビル1階	096-211-6011 (096-211-6020)	白川 大江 白山
熊本市中央5地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ水前寺	熊本市中央区出水1-4-7	096-362-0065 (096-362-0070)	出水 出水南 砂取
熊本市中央6地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ帯山	熊本市中央区保田窪1-1-33 第2大田ビル1階	096-241-0230 (096-241-0232)	託麻原 帯山 帯山西
熊本市東1地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ尾ノ上	熊本市東区尾ノ上1-12-8 ヲフォーレ19番館101	096-331-6355 (096-331-6356)	尾ノ上 山ノ内 東町 健軍東
熊本市東2地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ保田窪	熊本市東区保田窪本町10-114 グランフィネ保田窪1F	096-387-8201 (096-387-8202)	西原 託麻西 月出
熊本市東3地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ託麻	熊本市東区戸島2-3-15	096-380-7078 (096-380-7048)	託麻東 託麻北 託麻南 長嶺
熊本市東4地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ江津湖	熊本市東区新生2-2-10	096-214-6888 (096-214-6889)	画図 健軍 泉ヶ丘
熊本市東5地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ桜木・秋津	熊本市東区花立2-4-5 花立ヒルズ1F	096-360-5550 (096-360-5100)	秋津 若葉 桜木 桜木東
熊本市西1地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ三和	熊本市西区城山下代 4-10-16 B号室	096-329-6743 (096-223-8841)	高橋 池上 城山
熊本市西2地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ井芹	熊本市西区島崎2-11-13	096-311-5311 (096-326-0026)	城西 花園 池田
熊本市西3地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ花陵	熊本市西区春日6-19-2 マール春日1F	096-247-6030 (096-247-6031)	古町 春日 白坪
熊本市西4地域包括支援センター 熊本市高齢者支援センターささえりあ金峰	熊本市西区河内町野出1948-1	096-277-2588 (096-277-2589)	芳野 河内

名称（下段は通称）	住 所	電話番号 (F A X 番号)	担当 校区
熊本市西 5 地域包括支援センター	熊本市西区小島 8-9-13 城南ハイツ 1 0 2	096-329-2016 (096-329-1263)	松尾東
熊本市高齢者支援センターささえりあ熊本西			小島 松尾西
熊本市南 1 地域包括支援センター	熊本市南区富合町廻江 599-4	096-358-5556 (096-358-0588)	富合
熊本市高齢者支援センターささえりあ富合			
熊本市南 2 地域包括支援センター	熊本市南区江越 1-17-12 フローラル江越	096-353-7277 (096-353-7288)	御幸 田迎
熊本市高齢者支援センターささえりあ平成			田迎南 田迎西 日吉 日吉東
熊本市南 3 地域包括支援センター	熊本市南区南高江 6-8-26	096-358-7222 (096-358-2388)	城南 川尻
熊本市高齢者支援センターささえりあ熊本南			力合 力合西
熊本市南 4 地域包括支援センター	熊本市南区会富町 1120	096-227-1695 (096-227-1844)	飽田東 飽田南
熊本市高齢者支援センターささえりあ飽田			飽田西
熊本市南 5 地域包括支援センター	熊本市南区銭塘町 396-1	096-223-2660 (096-223-2670)	中緑 銭塘
熊本市高齢者支援センターささえりあ天明			奥古閑 川口
熊本市南 6 地域包括支援センター	熊本市南区城南町宮地 1050 熊本市城南福祉センター内	0964-28-1131 (0964-28-8732)	杉上 隈庄
熊本市高齢者支援センターささえりあ火の君			豊田
熊本市北 1 地域包括支援センター	熊本市北区植木町舞尾 620	096-272-6914 (096-288-3637)	植木 山本 田原
熊本市高齢者支援センターささえりあ植木			菱形 桜井 山東 吉松 田底
熊本市北 2 地域包括支援センター	熊本市北区西梶尾町 450-4 1 階	096-275-6355 (096-275-6389)	川上 西里
熊本市高齢者支援センターささえりあ北部			北部東
熊本市北 3 地域包括支援センター	熊本市北区山室 6-7-15	096-343-0170 (096-346-1156)	清水 高平台
熊本市高齢者支援センターささえりあ清水・高平			
熊本市北 4 地域包括支援センター	熊本市北区清水新地 2-19-24	096-288-4800 (096-288-4801)	城北 楠
熊本市高齢者支援センターささえりあ新地			麻生田 楡木
熊本市北 5 地域包括支援センター	熊本市北区武蔵ヶ丘 1-9-1 1 階	096-339-8130 (096-339-8191)	龍田 龍田西
熊本市高齢者支援センターささえりあ武蔵塚			武蔵 弓削

(熊本市以外)

名 称	住 所	電話番号 (F A X 番号)
宇土市地域包括支援センター	宇土市南段原町 161-2	0964-24-1555 (0964-24-1556)
宇城市地域包括支援センター	宇城市不知火町高良 2273-1	0964-25-2015 (0964-32-6455)
美里町地域包括支援センター	下益城郡美里町永富 1510 (美里町老人福祉センター内)	0964-47-7005 (0964-47-0073)
荒尾市地域包括支援センター	荒尾市宮内出目 390 (荒尾市役所内)	0968-63-1177 (0968-63-1210)
玉名市包括支援センター	玉名市岩崎 88-4	0968-71-0285 (0968-71-0360)
玉東町地域包括支援センター	玉名郡玉東町木葉 372	0968-85-6242 (0968-85-6554)
和水町地域包括支援センター	玉名郡和水町江田 3886	0968-86-5724 (0968-86-4660)
南関町地域包括支援センター	玉名郡南関町小原 1857 (南関町保健センター内)	0968-69-9760 (0968-53-3617)
長洲町地域包括支援センター	玉名郡長洲町長洲 2766 (長洲町役場内)	0968-78-3114 (0968-78-3118)
山鹿市地域包括支援センター	山鹿市中 578 (山鹿健康福祉センター内)	0968-43-1077 (0968-43-1164)
菊池市地域包括支援センター	菊池市隈府 888	0968-25-7216 (0968-25-1522)
合志市地域包括支援センター	合志市御代志 1661-1 (合志市役所内)	096-242-1124 (096-242-3129)
大津町地域包括支援センター	菊池郡大津町大字大津 1233	096-292-0770 (096-292-1234)
菊陽町地域包括支援センター	菊池郡菊陽町大字久保田 2800	096-232-2366 (096-232-6676)
阿蘇市地域包括支援センター	阿蘇市内牧 976-2	0967-32-5122 (0967-32-5125)
南小国町地域包括支援センター	阿蘇郡南小国町赤馬場 144-1 (南小国町自然休養村管理センター内)	0967-25-6877 (0967-25-6888)
小国町地域包括支援センター	阿蘇郡小国町大字宮原 1567-1	0967-46-2116 (0967-48-5323)
産山村地域包括支援センター	阿蘇郡産山村山鹿 488-3 (産山村役場内)	0967-25-2212 (0967-25-2864)

名 称	住 所	電話番号 (F A X 番号)
高森町地域包括支援センター	阿蘇郡高森町高森 2168 (高森町役場内)	0967-62-1111 (0967-62-1174)
南阿蘇村白水地域包括支援センター	阿蘇郡南阿蘇村大字一関 1282	0967-62-9688 (0967-62-9689)
南阿蘇村久木野地域包括支援センター	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 2705	0967-67-0294 (0967-67-2317)
南阿蘇村長陽地域包括支援センター	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 4463	0967-67-2500 (0967-67-2503)
にしはら地域包括支援センター	阿蘇郡西原村大字小森 3259	096-279-4111 (096-279-4111)
御船町地域包括支援センター	上益城郡御船町大字御船 995-1	096-282-2911 (096-282-1171)
嘉島町地域包括支援センター	上益城郡嘉島町上島 551 (嘉島町福祉センター内)	096-237-2981 (096-237-3508)
益城町東部圏域地域包括支援センター (こころねっと 東部)	上益城郡益城町宮園 708-1	096-214-5566 (096-289-0050)
益城町西部圏域地域包括支援センター (こころねっと 西部)	上益城郡益城町惣領 1440-10 ルミナスマンション 1F	096-285-4822 (096-285-4824)
甲佐町地域包括支援センター	上益城郡甲佐町大字豊内 619 (甲佐町総合保健福祉センター内)	096-235-8711 (096-235-8713)
山都町地域包括支援センター	上益城郡山都町浜町 6	0967-72-1677 (0967-72-1066)
八代市第 1 地域包括支援センターふるさと	八代市鏡町両出 880-1	0965-53-2601 (0965-53-2101)
八代市第 2 地域包括支援センターやまびこ	八代市上日置町 2345	0965-30-8071 (0965-30-8072)
八代市第 3 地域包括支援センターみらい	八代市古閑浜町 3401	0965-33-9880 (0965-33-7500)
八代市第 4 地域包括支援センターしおかぜ	八代市郡築一番町 180-1	0965-37-3337 (0965-37-3717)
八代市第 5 地域包括支援センターくまがわ	八代市植柳上町 683-1	0965-35-1111 (0965-35-1112)
八代市第 6 地域包括支援センターおれんじ	八代市日奈久塩南町 146-7	0965-38-3373 (0965-38-3380)
氷川町地域包括支援センター	八代郡氷川町宮原 702-5 (宮原福祉センター内)	0965-62-3456 (0965-62-3458)
水俣市地域包括支援センター	水俣市牧ノ内 3-1 (水俣市総合 もやい直しセンターもやい館)	0966-62-3030 (0966-63-3570)

名 称	住 所	電話番号 (F A X 番号)
芦北町地域包括支援センター	葦北郡芦北町湯浦 1439-1 (芦北町もやい直しセンターきずなの里内)	0966-86-2270 (0966-86-2260)
津奈木町地域包括支援センター	葦北郡津奈木町小津奈木 2123 (農業就業改善センター内)	0966-78-5333 (0966-61-2941)
人吉市地域包括支援センター	人吉市西間下町 118-1 (人吉市役所第1別館内)	0966-22-2111 (0966-24-9536)
錦町地域包括支援センター	球磨郡錦町一武 1587	0966-38-1113 (0966-38-4451)
あさぎり町地域包括支援センター	球磨郡あさぎり町免田東 1199	0966-45-7231 (0966-49-9535)
上球磨地域包括支援センター	球磨郡多良木町多良木 4210 (球磨郡公立多良木病院本館内)	0966-42-6006 (0966-42-6008)
相良村地域包括支援センター	球磨郡相良村深水 2500-1	0966-35-1144 (0966-35-0893)
五木村地域包括支援センター	球磨郡五木村甲 2672-7	0966-37-2214 (0966-37-2215)
山江村地域包括支援センター	球磨郡山江村大字山田甲 1356-1	0966-23-2232 (0966-24-5669)
球磨村地域包括支援センター	球磨郡球磨村渡丙 1730 (球磨村役場内)	0966-32-1112 (0966-32-1230)
天草東地域包括支援センターあじさい	天草市栖本町馬場 3682-1	0969-66-2266 (0969-66-2267)
天草牛深地域包括支援センターすいせん	天草市牛深町 2286-103	0969-72-1133 (0969-72-1132)
天草西地域包括支援センターさざんか	天草市河浦町白木河内 223-12	0969-76-1611 (0969-76-1612)
天草南地域包括支援センターうぐいす	天草市亀場町食場 854-1	0969-24-4115 (0969-24-4116)
天草北地域包括支援センターきずな	天草市五和町御領 9133	0969-32-2115 (0969-32-2199)
天草中央地域包括支援センターなでしこ	天草市今釜新町 3661	0969-66-9300 (0969-66-9301)
上天草市地域包括支援センター	上天草市松島町合津 7915-1	0969-28-3378 (0969-56-0747)
苓北町地域包括支援センター	天草郡苓北町志岐 660	0969-35-1289 (0969-35-1306)

地域療育センター

名 称	住 所	電話番号 (F A X 番号)
宇城圏域地域療育センター	宇城市松橋町久具 2440 (まつの木作業所内)	080-8387-5702 (0964-32-3634)
有明地域療育センター	玉名市玉名字西原 2185-2 (たまきな荘内)	0968-71-1050 (0968-73-5407)
鹿本地域療育センター	山鹿市新町 801-2	0968-44-2244 (0968-44-2244)
菊池圏域地域療育センター	菊池市隈府 497-2	0968-25-7688 (0968-41-8002)
阿蘇地域療育センター	阿蘇市内牧 182-1	0967-32-5155 (0967-32-5156)
上益城地域療育センター	上益城郡御船町高木 4494-46	096-282-4180 (096-282-4180)
八代圏域地域療育センター	八代市西松江城町 2-17 (八代市のぞみ母子センター)	0965-35-4766 (0965-35-4766)
水俣・芦北地域療育センター	水俣市平町 1-3-3 (光明童園内)	0966-84-9540 (0966-84-9541)
人吉球磨圏域地域療育センター	人吉市蟹作町 222-1 (うぐいす内)	0966-26-3066 (0966-22-0233)
	人吉市上林町 1178-7 (児童支援事業所スイスイなかま内)	0966-24-3288 (0966-24-3288)
天草地域療育センター	天草市川原町 7-46 (すくすく園)	0969-23-7049 (0969-23-7049)

児童相談所

名 称	住 所	電話番号	F A X 番号
熊本市児童相談所	熊本市中央区大江 5-1-50 あいぱるくまもと 3階	096-366-8181	096-371-5172
中央児童相談所 (熊本県福祉総合相談所内)	熊本市東区長嶺南 2-3-3	096-381-4451	096-381-4412
八代児童相談所	八代市西片町 1660 (八代総合庁舎内)	0965-32-4426	0965-31-0362